【旧】

給水装置工事施行基準

令和２年10月

福岡市　水道局

【新】

給水装置工事施行基準

令和５年４月

福岡市　水道局

【旧】

6.9.4　各戸検針料金徴収の取扱いを受ける場合 139
6.10　給水装置の更生工事 141
6.10.1　給水装置等における更生工事の取扱い 141
6.10.2　貯水槽装置以下装置の直結給水への切替えと更生工事の施工に関する取扱い 144
6.11　給水装置の撤去 148
6.12　土工事等 148
6.12.1　土工事 148
6.12.2　道路復旧工事 150
6.13　施工管理 157
6.14　検査 163
6.14.1　主任技術者による検査 163
6.14.2　管理者による検査 163

第７章　維持管理 165

7.1　維持管理 165
7.2　漏水の点検 167
7.3　給水用具の故障と修理 167
7.4　異常現象と対策 167
7.5　増圧設備の維持管理 170
7.6　貯水槽以下装置の管理 171
7.7　品確法と給水装置工事 171
7.8　瑕疵責任 172

第８章　開発行為等における水道施設の整備 173

第９章　様式集 176

第１０章　資料 266

【新】

6.9.4　各戸検針料金徴収の取扱いを受ける場合 139
6.10　給水装置の更生工事 141
6.10.1　給水装置等における更生工事の取扱い 141
6.10.2　貯水槽装置以下装置の直結給水への切替えと更生工事の施工に関する取扱い 144
6.11　給水装置の撤去 148
6.12　土工事等 148
6.12.1　土工事 148
6.12.2　道路復旧工事 150
6.13　施工管理 157
6.14　検査 163
6.14.1　主任技術者による検査 163
6.14.2　管理者による検査 163

第７章　維持管理 165

7.1　維持管理 165
7.2　漏水の点検 167
7.3　給水用具の故障と修理 167
7.4　異常現象と対策 167
7.5　増圧設備の維持管理 170
7.6　貯水槽以下装置の管理 171
7.7　品確法と給水装置工事 171
7.8　瑕疵責任 172

第８章　開発行為等における水道施設の整備 173

第９章　様式集 176

第１０章　資料 271

【旧】

いうが，ここでは調査から工事の施工，竣工検査までの一連の過程全てまたはその一部をいう。

貯水槽以下装置　　給水装置に接続して設けられた貯水槽，貯水槽から分岐して設けられた給水管およびこれに接続する給水用具等をいう。貯水槽以下装置は給水装置ではない。

配水管　　配水池，配水タンク等から浄水を輸送，分配，供給する機能を持った管の総称で，配水本管（給水管の分岐を行ってはならない口径φ350mm 以上の管）と，配水支管（給水管を分岐できる口径φ75mm～φ300mm 以下の管）に大別できる。

1.3　給水装置の概要

1.3.1　給水装置の種別

給水装置の種別は，次のとおりとする。（条例第 3 条）

（1）　専用給水装置

共用給水装置，私設消火栓以外の給水装置をいう。

（2）　共用給水装置

1 個の水栓を 2 戸以上で共用するため設置した給水装置をいう。

（3）　私設消火栓

消防用に使用するための私設の給水装置をいう。

1.3.2　給水装置工事の種類

（1）　新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。

（2）　改造工事

給水管の増径・減径，管種の変更，給水栓の増設および給水管の更生工事等，給水管の原形を変える工事をいう。

これらの工事以外にも，

イ）　給水装置の一部を井戸水へ切替え

ロ）　管理者が施工する配水管の新設や改良工事等に伴う給水管の付替えや布設替え

ハ）　管理者都合による水道メーターの移設

等も含まれる。

（3）　修繕工事

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので，原則として，給水装置の原形を変えないで給水管，給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

※　給水装置の軽微な変更（施行規則第 13 条）

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は，単独水栓の取替え及び補修並びにこま，パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替

【新】

いうが，ここでは調査から工事の施工，竣工検査までの一連の過程全てまたはその一部をいう。

貯水槽以下装置　　給水装置に接続して設けられた貯水槽，貯水槽から分岐して設けられた給水管およびこれに接続する給水用具等をいう。貯水槽以下装置は給水装置ではない。

配水管　　配水池，配水タンク等から浄水を輸送，分配，供給する機能を持った管の総称で，配水本管（給水管の分岐を行ってはならない口径φ350mm 以上の管）と，配水支管（給水管を分岐できる口径φ300mm 以下の管）に大別できる。

1.3　給水装置の概要

1.3.1　給水装置の種別

給水装置の種別は，次のとおりとする。（条例第 3 条）

（1）　専用給水装置

共用給水装置，私設消火栓以外の給水装置をいう。

（2）　共用給水装置

1 個の水栓を 2 戸以上で共用するため設置した給水装置をいう。

（3）　私設消火栓

消防用に使用するための私設の給水装置をいう。

1.3.2　給水装置工事の種類

（1）　新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。

（2）　改造工事

給水管の増径・減径，管種の変更，給水栓の増設および給水管の更生工事等，給水管の原形を変える工事をいう。

これらの工事以外にも，

イ）　給水装置の一部を井戸水へ切替え

ロ）　管理者が施工する配水管の新設や改良工事等に伴う給水管の付替えや布設替え

ハ）　管理者都合による水道メーターの移設

等も含まれる。

（3）　修繕工事

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので，原則として，給水装置の原形を変えないで給水管，給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

※　給水装置の軽微な変更（施行規則第 13 条）

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は，単独水栓の取替え及び補修並びにこま，パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替

【旧】

3　**前受水道料金**（一時用給水（工事用等）届出時）

> 一時用の料金の徴収
> （条例第 21 条）
> 　一時用に給水する場合の料金は，1 立方メートルにつき 973 円以内において管理者が定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし，その額に 1 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。

（1）　一時用の給水申込には，給水装置工事届出書に加えて一時給水申込書を提出しなければならない。

（2）　工事届出者は，一時用の申込にあたって，推定の使用期間および使用水量を考慮して管理者が相当と認める額を前受水道料金として前納しなければならない。なお，一時用の使用期間が 1 ヵ月未満の場合は特例として，前受水道料金を減額することができる。（表 1.4.1 を参照）

呼び径（mm）	標　準（円）	特　例（円）
13	19,200	9,600
20	31,200	15,600
25	90,000	45,000
40	163,200	81,600
50 以上	418,800	209,400

表 1.4.1　前受水道料金一覧

（3）　一時用の水道料金は，管理者が 2 ヵ月毎に使用水量を計量し，前受水道料金とは別途に，その都度徴収する。

（4）　前受水道料金は，一時用の給水装置の廃止，使用の中止時点で，納入されていない当該一時用の水道料金と精算を行う。

（5）　一時用の給水装置の廃止，もしくは使用の中止をするときは，あらかじめ給水装置を撤去（一般用への切替を含む）しなければならない。

（6）　一時用の給水において，状況の変化等により使用目的が一時用でなくなった場合，工事届出者は，速やかに一般用への切替等を行わなければならない。

【新】

3　**前受水道料金**（一時用給水（工事用等）届出時）

> 一時用の料金の徴収
> （条例第 21 条）
> 　一時用に給水する場合の料金は，1 立方メートルにつき 973 円以内において管理者が定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし，その額に 1 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。

（1）　一時用の給水申込には，給水装置工事届出書に加えて一時給水申込書を提出しなければならない。

（2）　工事届出者は，一時用の申込にあたって，推定の使用期間および使用水量を考慮して管理者が相当と認める額を前受水道料金として前納しなければならない。なお，一時用の使用期間が 1 ヵ月以内の場合は特例として，前受水道料金を減額することができる。（表 1.4.1 を参照）

呼び径（mm）	標　準（円）	特　例（円）
13	19,200	9,600
20	31,200	15,600
25	90,000	45,000
40	163,200	81,600
50 以上	418,800	209,400

表 1.4.1　前受水道料金一覧

（3）　一時用の水道料金は，管理者が 2 ヵ月毎に使用水量を計量し，前受水道料金とは別途に，その都度徴収する。

（4）　前受水道料金は，一時用の給水装置の廃止，使用の中止時点で，納入されていない当該一時用の水道料金と精算を行う。

（5）　一時用の給水装置の廃止，もしくは使用の中止をするときは，あらかじめ給水装置を撤去（一般用への切替を含む）しなければならない。

（6）　一時用の給水において，状況の変化等により使用目的が一時用でなくなった場合，工事届出者は，速やかに一般用への切替等を行わなければならない。

【旧】

第４章　給水装置工事の手続き等

4.1　給水装置工事の施行承認

4.1.1　施行承認の意義

工事の届出 （給水条例第 23 条第 1 項） 給水装置工事（修繕に係るものを除く。）を施行しようとする者は，あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

（1）　施行承認は，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと，また，水道水質の安全確保に支障を生じないこと等を確認するために行うものである。

（2）　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施行した者は，給水条例第 40 条第 1 項第 4 号の規程により過料が科せられ，また，指定事業者の違反に係る処分基準により処分される。

4.1.2　施行承認を要する工事

施工承認を要する工事は，新設，改造および撤去の工事とする。

その概要は，次のとおりである。

1）　給水装置を新設する工事（新設）

（1）　配水管または他の給水装置から分岐し，新たに給水装置を設置する工事。

（2）　分岐が 1 箇所の 2 戸以上の給水装置で，配水管または他の給水装置の分岐箇所から切断し，当該切断口を完全に塞ぎ，全戸各々に新たに給水装置を設置する工事。

（3）　一時用の給水装置の一部を利用し，新たに一般用の給水装置を設置する工事。

2）　給水装置を改造する工事（改造）

（1）　家屋の建替えにより既設分水栓を利用し給水装置を設置する工事。

（2）　既設の分水栓を利用し，または分水栓を新たに設け，給水管の管径を変更する工事。

（3）　給水管または給水用具の一部を取り除く工事。

（4）　給水管の布設位置または分岐位置を変更する工事。

（5）　給水管を改良（管種の変更等）する工事。

（6）　メーター口径の変更を伴わない工事で，既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増やす工事。開栓保留した戸の改造工事を含む（開栓保留の詳細は，4.5　**開栓保留**を参照）。

（7）　給水管，給水栓等の部分的な破損修理を除いた，給水装置の原形を変える配管を伴う工事。

（8）　給水装置の一部を井戸水へ切り替える工事。

（9）　給水装置の更生工事（取扱いの詳細は，6.10　**給水装置の更生工事**を参照）

（10）　その他上記の工事が重複する工事。

【新】

第４章　給水装置工事の手続き等

4.1　給水装置工事の施行承認

4.1.1　施行承認の意義

工事の届出 （給水条例第 23 条第 1 項） 給水装置工事（修繕に係るものを除く。）を施行しようとする者は，あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

（1）　施行承認は，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと，また，水道水質の安全確保に支障を生じないこと等を確認するために行うものである。

（2）　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施行した者は，給水条例第 40 条第 1 項第 4 号の規程により過料が科せられ，また，指定事業者の違反に係る処分基準により処分される。

4.1.2　施行承認を要する工事

施行承認を要する工事は，新設，改造および撤去の工事とする。

その概要は，次のとおりである。

1）　給水装置を新設する工事（新設）

（1）　配水管または他の給水装置から分岐し，新たに給水装置を設置する工事。

（2）　分岐が 1 箇所の 2 戸以上の給水装置で，配水管または他の給水装置の分岐箇所から切断し，当該切断口を完全に塞ぎ，全戸各々に新たに給水装置を設置する工事。

（3）　一時用の給水装置の一部を利用し，新たに一般用の給水装置を設置する工事。

2）　給水装置を改造する工事（改造）

（1）　家屋の建替えにより既設分水栓を利用し給水装置を設置する工事。

（2）　既設の分水栓を利用し，または分水栓を新たに設け，給水管の管径を変更する工事。

（3）　給水管または給水用具の一部を取り除く工事。

（4）　給水管の布設位置または分岐位置を変更する工事。

（5）　給水管を改良（管種の変更等）する工事。

（6）　メーター口径の変更を伴わない工事で，既設給水装置に新たに給水管を接続し給水用具を増やす工事。開栓保留した戸の改造工事を含む（開栓保留の詳細は，4.5　**開栓保留**を参照）。

（7）　給水管，給水栓等の部分的な破損修理を除いた，給水装置の原形を変える配管を伴う工事。

（8）　給水装置の一部を井戸水へ切り替える工事。

（9）　給水装置の更生工事（取扱いの詳細は，6.10　**給水装置の更生工事**を参照）

（10）　その他上記の工事が重複する工事。

【旧】

	提出書類	一時用		一般用				工事以外の届出	備考
		一時用	撤去	直圧	増圧	貯水槽	撤去		
給水装置工事届出（申請）時	給水装置工事届出書および委任状	○	○	○	○	○	○		一時用メーター引き上げに伴う委任状は不要
	給水装置工事設計書	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事予定設計書	○	○	○	○	○	○		
	給水申込書兼関係事項届出書	○	○	○	○	○	○		
	一時給水申込書	○							
	建築確認通知書（写）			○	○	○			
	貯水槽容量計算書					○			
	水理計算書			○		○			直圧は現場条件により必要
	支管引用承諾	○	○	○	○	○	○		支管引用
	事前協議回答書（写）			○	○				直結増圧及び３階直結直圧の場合
	直結増圧式給水承諾書				○				直結増圧式給水の申請時
	直結直圧式給水承諾書			○					３階直結直圧式給水の申請時
	共同住宅等工事関係事項届出書					○			各戸検針を申請する場合
	各戸メーター出庫内訳書					○			貯水槽式共同住宅で各戸メーター設置有のみ
	一括検針共同住宅関係事項届出書					○			貯水槽式共同住宅で各戸検針を申請しない場合
	給水装置工事撤去済証			○	○	○			加入金を相殺する場合等
	既設管利用条件承諾書（直結増圧・３階直結直圧・直結直圧）			○	○	○			既設管利用の場合（貯水槽先配管，井水配管）
工事完了届提出時	給水装置工事完了届	○	○	○	○	○	○		
	工事記録写真	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事社内検査報告書	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事使用材料確認書	○	○	○	○	○	○		
	貯水槽水道通知書				○	○			貯水槽を新設・改造・変更・撤去する場合。
	オートロック式建物入館方法（変更）届			○	○	○			オートロック式の場合。
	水質検査表					○			井水等と混合する場合。
必要時	給水装置工事（設計変更・中止）届	○	○	○	○	○	○		
	一時断水願い		○	○	○	○	○		
	一時用水道使用期間延長届							○	
	給水装置修繕工事完了届							○	
	給水装置工事撤去済証再交付願い							○	
	給水装置工事設計書・戸番図閲覧申込書							○	

※その他管理者が必要と認める書類については提出すること。

表 4.2.1　提出書類一覧表

【新】

	提出書類	一時用		一般用				工事以外の届出	備考
		一時用	撤去	直圧	増圧	貯水槽	撤去		
給水装置工事届出（申請）時	給水装置工事届出書および委任状	○	○	○	○	○	○		一時用メーター引き上げに伴う委任状は不要
	給水装置工事設計書	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事予定設計書	○	○	○	○	○	○		
	給水申込書兼関係事項届出書	○	○	○	○	○	○		
	一時給水申込書	○							
	建築確認通知書（写）			○	○	○			
	貯水槽容量計算書					○			
	水理計算書			○		○			直圧は現場条件により必要
	支管引用承諾	○	○	○	○	○	○		支管引用
	事前協議回答書（写）			○	○				直結増圧及び３階直結直圧の場合
	直結増圧式給水承諾書				○				直結増圧式給水の申請時
	直結直圧式給水承諾書			○					３階直結直圧式給水の申請時
	共同住宅等工事関係事項届出書					○			各戸検針を申請する場合
	各戸メーター出庫内訳書					○			貯水槽式共同住宅で各戸メーター設置有のみ
	一括検針共同住宅関係事項届出書					○			貯水槽式共同住宅で各戸検針を申請しない場合
	給水装置工事撤去済証			○	○	○			加入金を相殺する場合等
	既設管利用条件承諾書（直結増圧・３階直結直圧・直結直圧）			○	○	○			既設管利用の場合（貯水槽先配管，井水配管）
工事完了届提出時	給水装置工事完了届	○	○	○	○	○	○		
	工事記録写真	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事社内検査報告書	○	○	○	○	○	○		
	給水装置工事使用材料確認書	○	○	○	○	○	○		
	貯水槽水道通知書				○	○			貯水槽を新設・改造・変更・撤去する場合。
	オートロック式建物入館方法（変更）届			○	○	○			オートロック式の場合。
	水質検査表					○			井水等と混合する場合。
必要時	給水装置工事（設計変更・中止）届	○	○	○	○	○	○		
	一時断水願い		○	○	○	○	○		
	一時用水道使用期間延長届							○	
	給水装置修繕工事完了届							○	
	給水装置工事撤去済証再交付願い							○	
	給水装置工事設計書閲覧申込書							○	

※その他管理者が必要と認める書類については提出すること。

表 4.2.1　提出書類一覧表

【旧】

へ）　分岐する配水管および既設給水管等の管種および口径

ト）　貯水槽式の共同住宅の場合は貯水槽有効容量および口径毎の戸数

チ）　その他工事施工上必要とする事項（防護工，障害物の表示等）

④　詳細図

平面図で表すことができない部分に関して，縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

⑤　立面図

平面図で表すことができない建物や配管等に関して，立画面により図示すること。道路とメーターまでの高低差がある場合等，必要に応じて記入すること。

⑥　立体図

平面図で表すことができない配管状況等に関して，立体的に表示するもの。施工する管の管種，口径および延長等を記入すること。

⑦　横断図

新たに公道上（状況により公有地等含む）に布設する給水管及び開発行為等により帰属される配水管から分岐する給水管等の横断図を竣工図に記入すること。

イ）　Φ50mm 以下の給水管について，土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ロ）　Φ75mm 以上の給水管については，管割図に土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ハ）　給水管が複数箇所ある場合は，各横断図を記入すること。ただし，同一断面については 1 つの断面図でよい（平面図と横断図にどこの給水管か分かるよう番号等を記入）

ニ）　道路拡幅に伴うセットバック部においても道路と同様に横断図に含める。

ホ）掘削溝内の既設埋設物との離隔を記入すること。

離隔の確保が困難な場合は，その範囲及び防護対策等の情報を記載すること。

3）　設計書記入方法

給水装置工事設計書（本設計書）の竣工図および給水装置工事予定設計書の予定設計図に記入（印刷）すること。ただし，給水装置工事予定設計書の予定設計図については，給水装置工事設計書の竣工図の写しを添付しても良い。

4）　その他

①　貯水槽式給水の場合の図面は，直結給水部分（貯水槽）までとする。

②　直結増圧式給水の場合の図面は，増圧ポンプ部分までとする。増圧ポンプ下流側の配管状況については，事前協議時に提出された資料の冊子に綴じ込む。

③　給水装置工事設計書は原則として 1 枚とするが，裏面 1 枚に図面記入が困難な場合は，設計書を複数枚に分割，また，別紙を添付する等しても良い。

④　給水装置工事設計書に別紙で図面等を添付する場合，その用紙は上質紙（中性紙）でなければならない。

【新】

へ）　分岐する配水管および既設給水管等の管種および口径

ト）　貯水槽式の共同住宅の場合は貯水槽有効容量および口径毎の戸数

チ）　その他工事施工上必要とする事項（防護工，障害物の表示等）

④　詳細図

平面図で表すことができない部分に関して，縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

⑤　立面図

平面図で表すことができない建物や配管等に関して，立画面により図示すること。道路とメーターまでの高低差がある場合等，必要に応じて記入すること。

⑥　立体図

平面図で表すことができない配管状況等に関して，立体的に表示するもの。施工する管の管種，口径および延長等を記入すること。

⑦　横断図

新たに公道上（状況により公有地等含む）に布設する給水管及び開発行為等により帰属される配水管から分岐する給水管等の横断図を竣工図に記入すること。

イ）　Φ50mm 以下の給水管について，土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ロ）　Φ75mm 以上の給水管については，管割図に土被り及びその延長（各土被りごと）を記入すること。

ハ）　給水管が複数箇所ある場合は，各横断図を記入すること。ただし，同一断面については 1 つの断面図でよい（平面図と横断図にどこの給水管か分かるよう番号等を記入）

ニ）　道路拡幅に伴うセットバック部においても道路と同様に横断図に含める。

ホ）掘削溝内の既設埋設物との離隔を記入すること。

離隔の確保が困難な場合は，その範囲及び防護対策等の情報を記載すること。

3）　設計書記入方法

給水装置工事設計書（本設計書）の竣工図および給水装置工事予定設計書の予定設計図に記入（印刷）すること。ただし，給水装置工事予定設計書の予定設計図については，給水装置工事設計書の竣工図の写しを添付しても良い。

4）　その他

①　貯水槽式給水の場合の図面は，直結給水部分（貯水槽）までとする。

②　直結増圧式給水の場合の図面は，増圧ポンプ部分までとする。増圧ポンプ下流側の配管状況については，事前協議時に提出された資料の冊子に綴じ込む。

【旧】

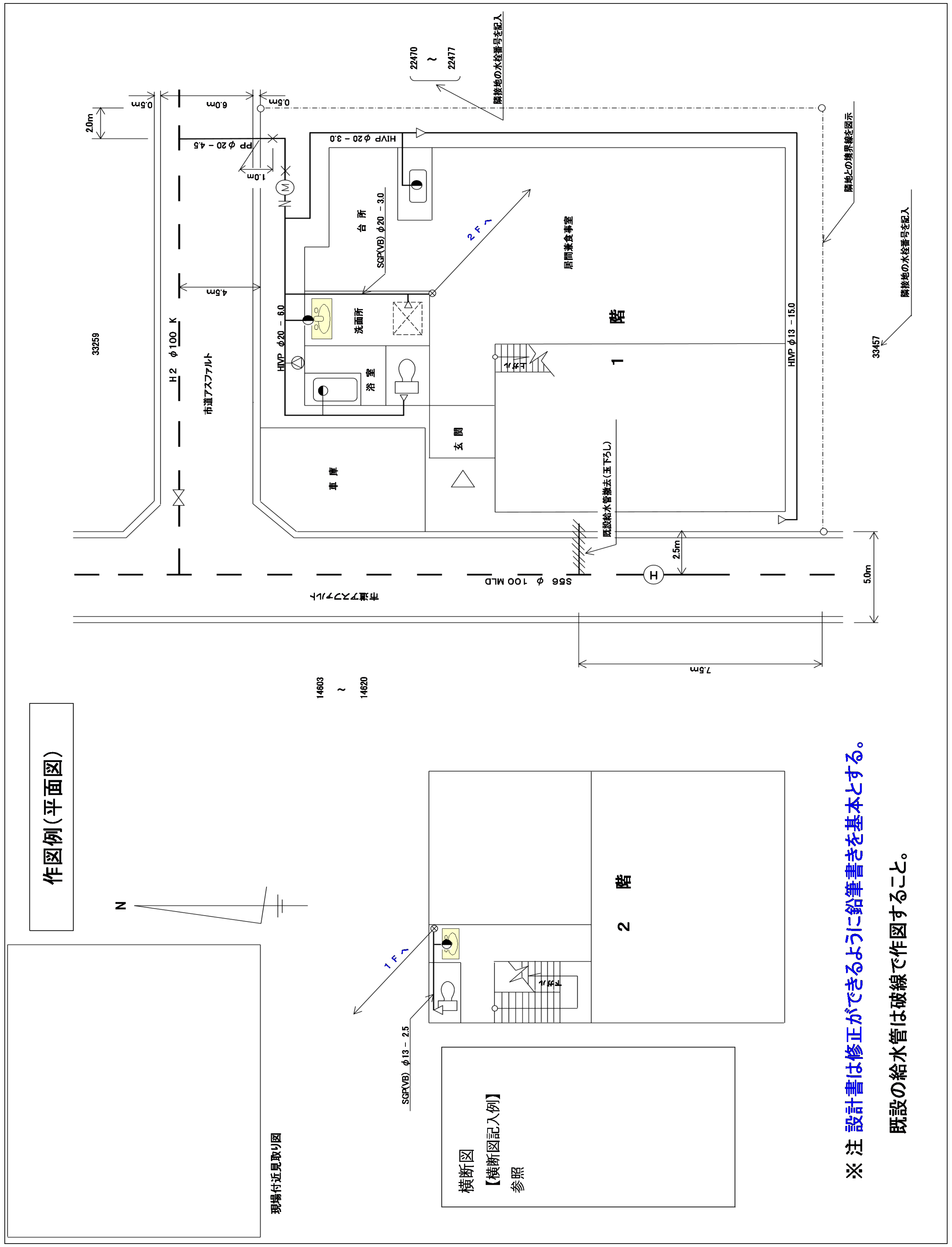
作図例（平面図）
※注 設計書は修正ができるように鉛筆書きを基本とする。
既設の給水管は破線で作図すること。
横断図
【横断図記入例】
参照
現場付近見取り図
隣接地の水栓番号を記入
隣地との境界線を図示
市道アスファルト
SGP(VB) φ13－2.5

【新】

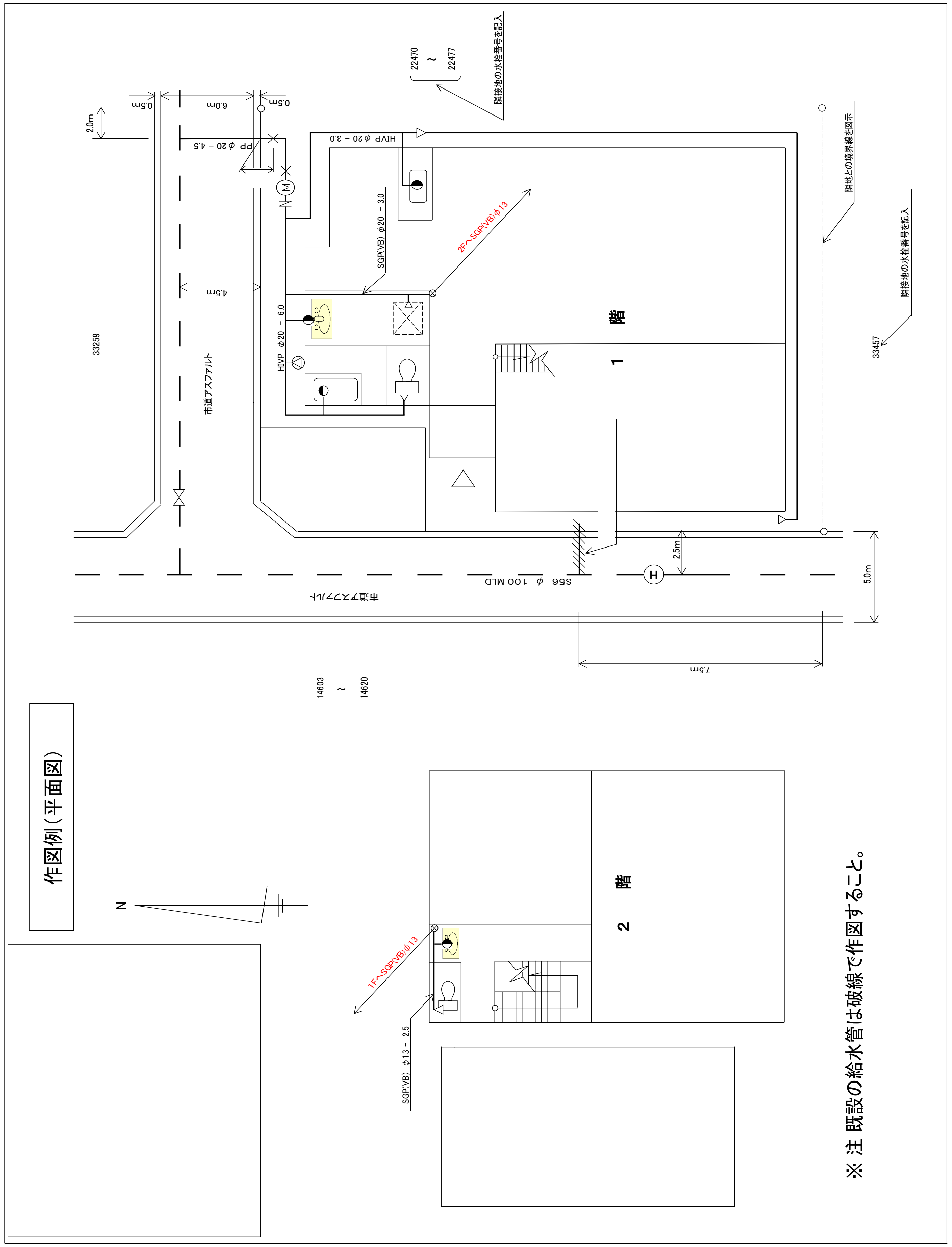
作図例（平面図）
※注 既設の給水管は破線で作図すること。
隣接地の水栓番号を記入
隣地との境界線を図示
市道アスファルト
2F へSGP(VB)φ13
1F へSGP(VB)φ13
SGP(VB) φ13－2.5

【旧】

【横断図記入例】

① φ50mm 以下の給水管布設

※Φ25mm 以下は止水栓：×，Φ40mmΦ50mm は青銅仕切弁Ⅱ型 Ⓢ

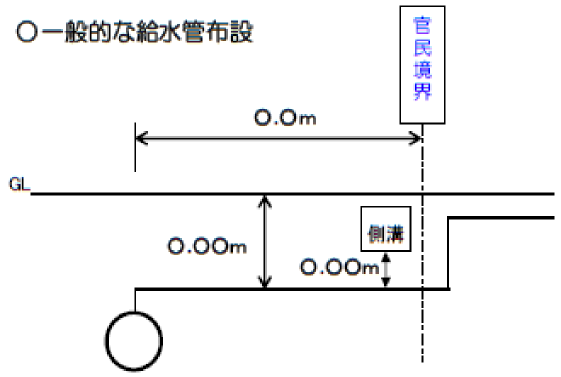

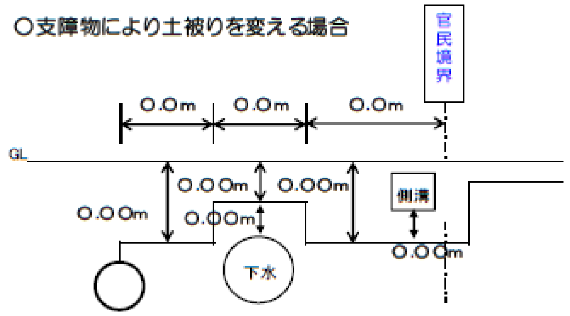

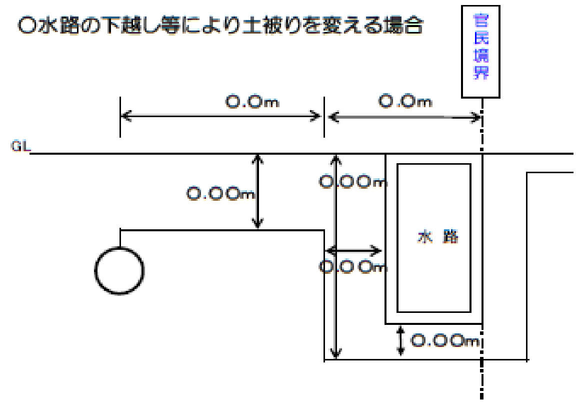

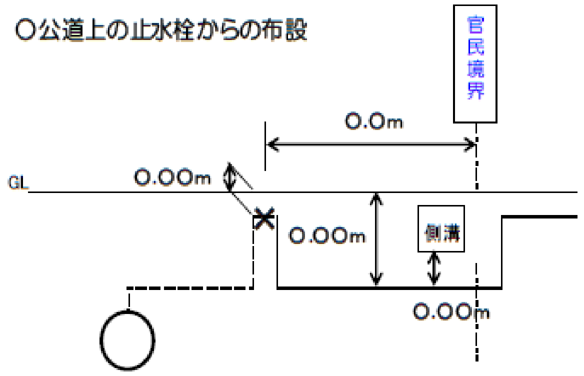

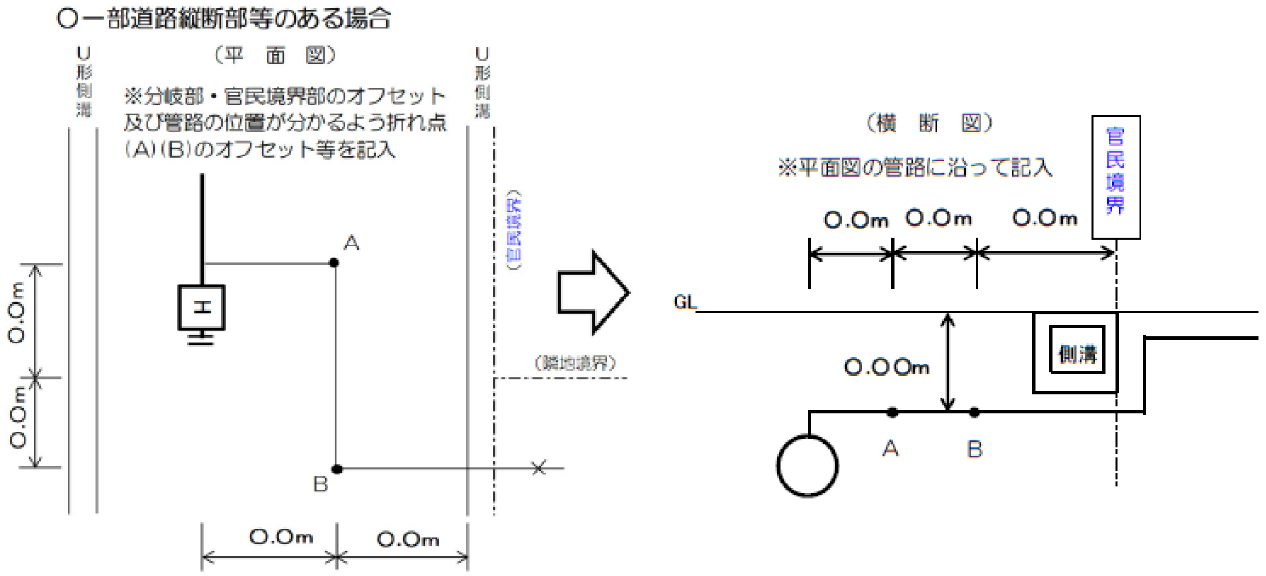

【新】

【横断図記入例】

① φ50mm 以下の給水管布設

※Φ25mm 以下は止水栓：×，Φ40mmΦ50mm は青銅仕切弁Ⅱ型 Ⓢ

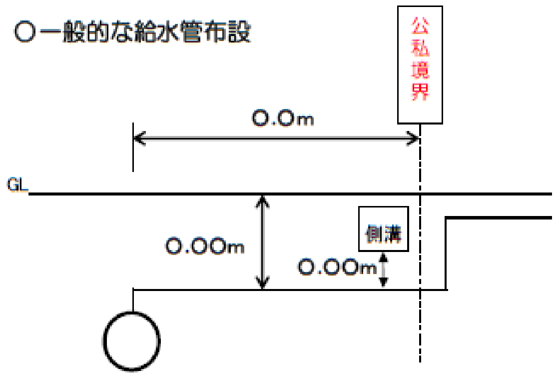

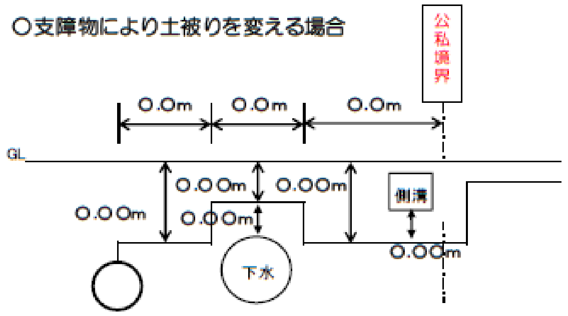

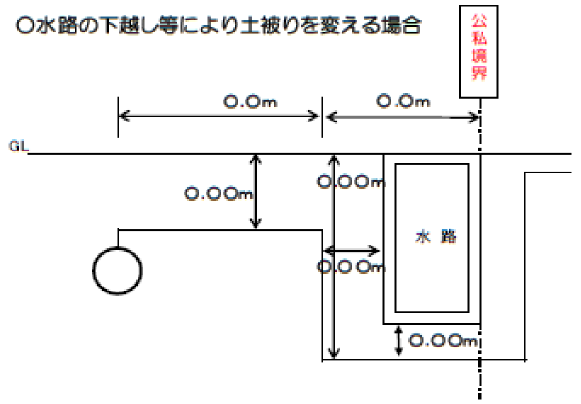

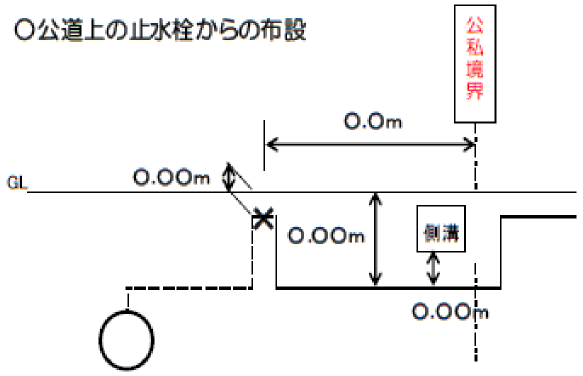

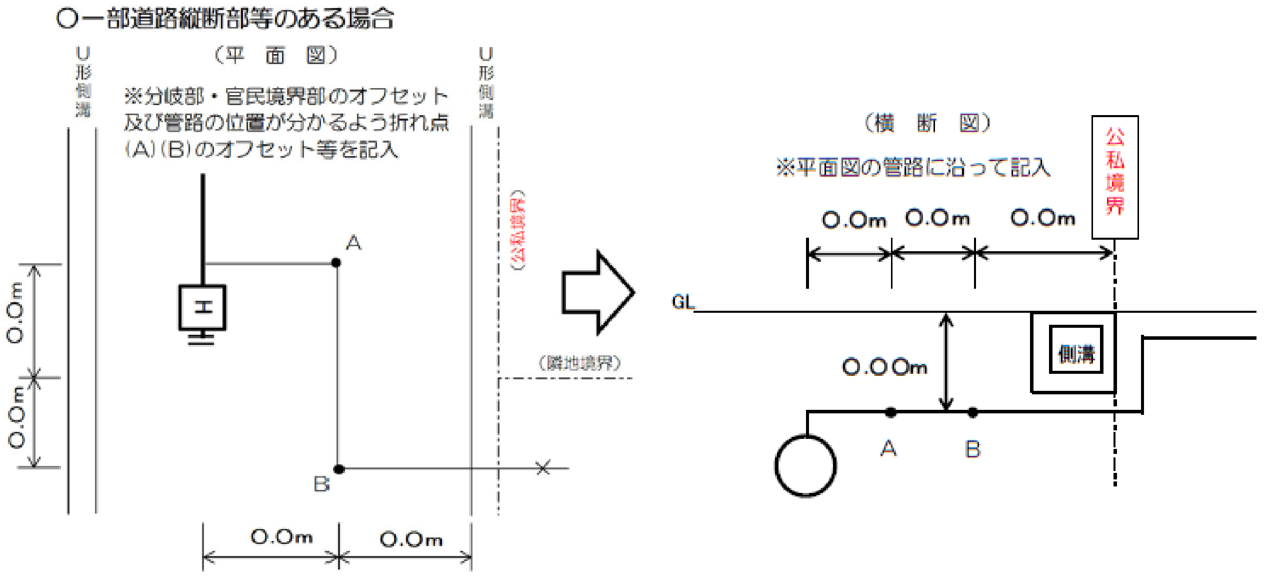

【旧】

②φ40mm φ50mm の給水管布設

○側溝等がなく，青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設①

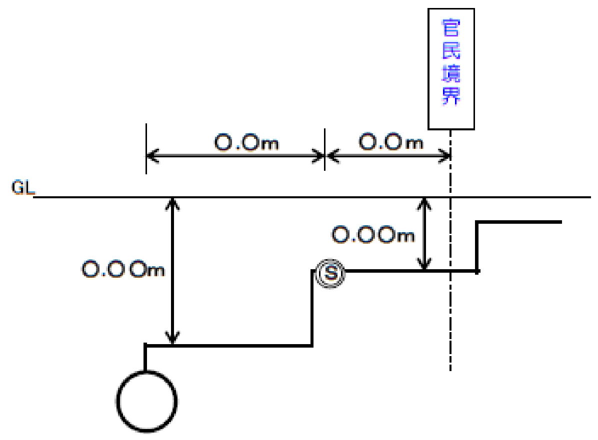

○側溝等がなく，青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設②
（支障物により立上りですぐに青銅仕切弁が設置できない場合）

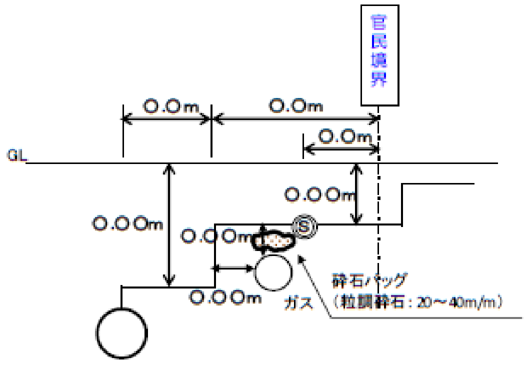

③φ75mm 以上の給水管布設（管割図）

※一部道路縦断等のある場合は，φ50mm 以下と同様の必要事項を記入

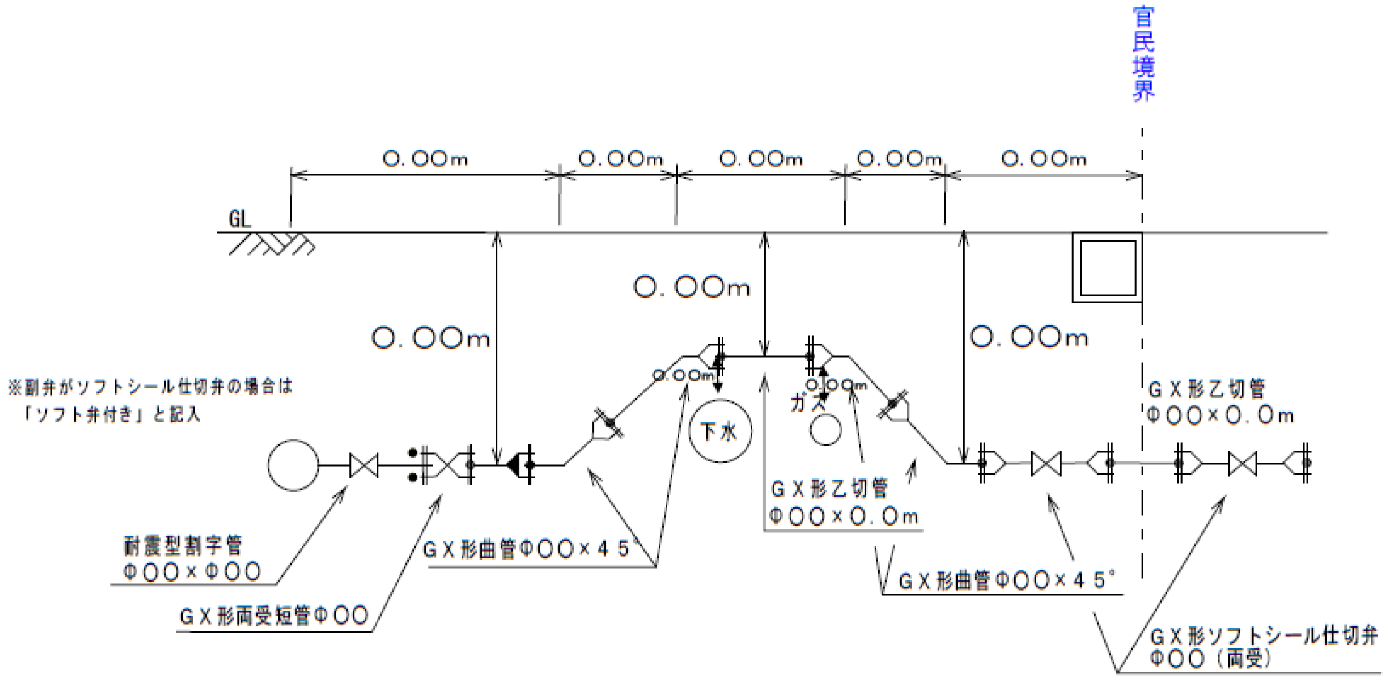

【新】

②φ40mm φ50mm の給水管布設

○側溝等がなく，青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設①

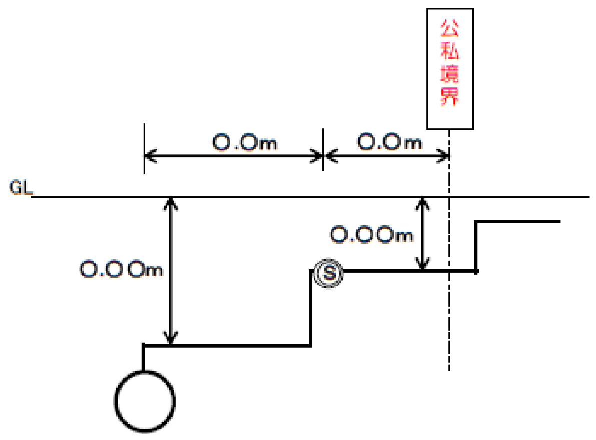

○側溝等がなく，青銅仕切弁先が同じ土被りでの給水管布設②
（支障物により立上りですぐに青銅仕切弁が設置できない場合）

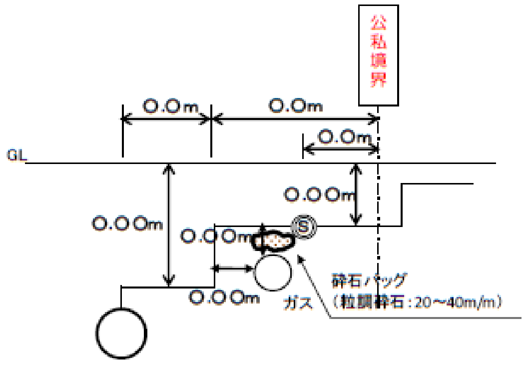

③φ75mm 以上の給水管布設（管割図）

※一部道路縦断等のある場合は，φ50mm 以下と同様の必要事項を記入

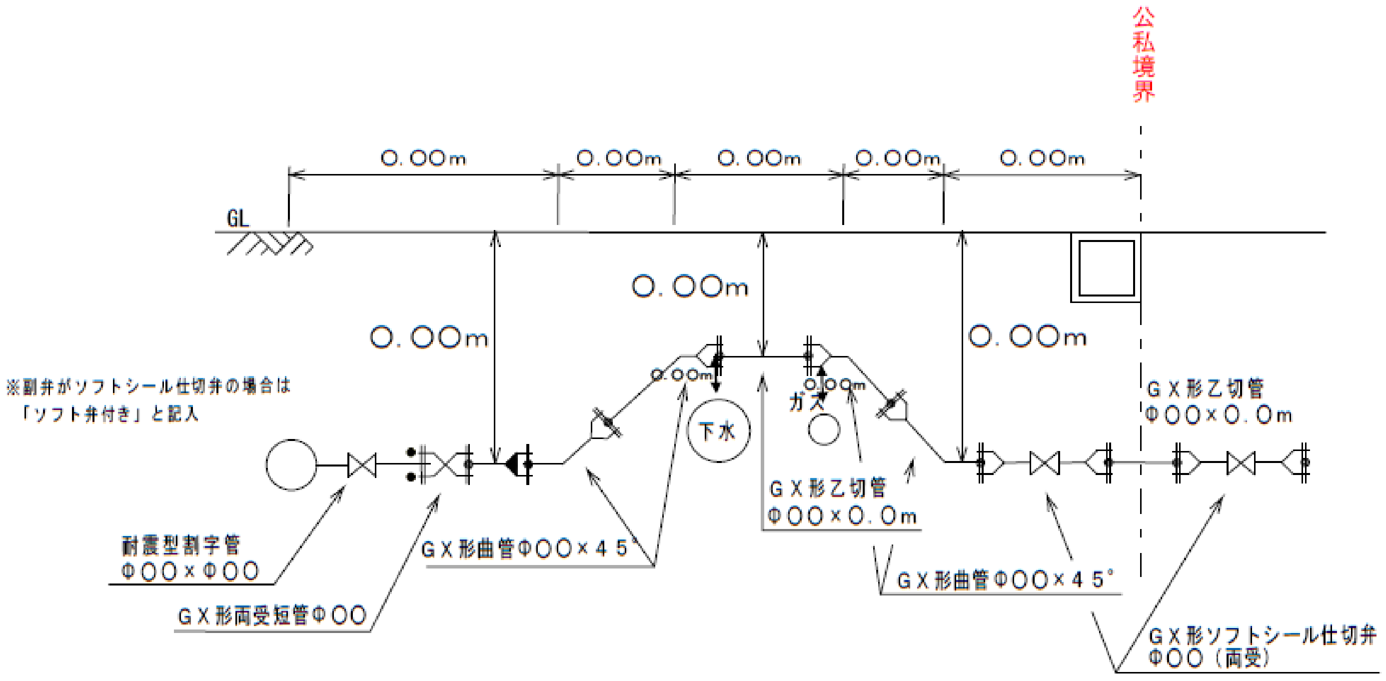

【旧】

第５章　給水装置の計画

5.1　給水装置の基本計画

給水装置の基本計画は，基本調査，給水方式，計画使用水量および給水管口径等の決定からなっており，極めて重要である。

5.1.1　基本調査

1　調査項目と内容

基本調査は，計画・施工の基礎となる重要な作業であり，調査の結果は計画の策定，施工，さらには給水装置の機能にも影響するものであるので，慎重に行うこと。

調査は，主任技術者が行うものとし，その内容によって「工事申込者に確認するもの」，「管理者に確認するもの」，「現地調査により確認するもの」がある。現地調査には，道路管理者，所轄警察署，地下埋設企業への調査や協議も含まれている。標準的な調査項目，調査内容は表 5.1.1 のとおりである。

2　個人情報の取扱い

指定事業者並びに関係者は，給水装置工事の施行に際し，個人情報の保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報保護法，福岡市個人情報保護条例等を遵守し，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

給水装置工事等関係図書の閲覧や窓口協議の際には，身分証明書等を携帯し，会社名・氏名等が容易に判別できるよう努めなければならない。

また，閲覧目的や調査内容を明確にし，その業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的のために利用し，または他人に知らせてはならない。

【新】

第５章　給水装置の計画

5.1　給水装置の基本計画

給水装置の基本計画は，基本調査，給水方式，計画使用水量および給水管口径等の決定からなっており，極めて重要である。

5.1.1　基本調査

1　調査項目と内容

基本調査は，計画・施工の基礎となる重要な作業であり，調査の結果は計画の策定，施工，さらには給水装置の機能にも影響するものであるので，慎重に行うこと。

調査は，主任技術者が行うものとし，その内容によって「工事申込者に確認するもの」，「管理者に確認するもの」，「現地調査により確認するもの」がある。現地調査には，道路管理者，所轄警察署，地下埋設企業への調査や協議も含まれている。標準的な調査項目，調査内容は表 5.1.1 のとおりである。

2　個人情報の取扱い

指定事業者並びに関係者は，給水装置工事の施行に際し，個人情報の保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報保護法を遵守し，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

給水装置工事等関係図書の閲覧や窓口協議の際には，身分証明書等を携帯し，会社名・氏名等が容易に判別できるよう努めなければならない。

また，閲覧目的や調査内容を明確にし，その業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的のために利用し，または他人に知らせてはならない。

【旧】

口径	最大流量		適正使用流量範囲【参考】	月間使用量【参考】
	(m^3/h)	(L/min)	(m^3/h)	(m^3/月)
13	1.5	25.0	0.10　～　1.00	100
20	2.5	41.6	0.20　～　1.60	170
25	4.0	66.6	0.23　～　2.50	260
40	10.0	166.6	0.40　～　6.50	700
50	30.0	500.0	1.25　～　17.00	2,600
75	47.0	783.3	2.50　～　27.50	4,100
100	74.5	1,241.6	4.00　～　44.00	6,600
150	400.0	6,666.6	2.50　～　500.00	234,000
200	630.0	10,500.0	3.94　～　787.50	410,000
250	630.0	10,500.0	3.94　～　787.50	410,000

表 5.3.3　メーターの性能

5.3.5　メーターの減径

給水装置の改造工事において，所要水量が大きく変化した場合はメーター性能に応じたメーターの減径も必要となる。使用水量の実態を考慮し，メーターの減径を特に必要とする場合は，次の各項により取り扱う。

（1）　呼び径 50mm 以下のメーターについては，2 サイズ下までの減径とする。
（2）　呼び径 75mm 以上のメーターについては，1 サイズ下までの減径とする。
（3）　減径工事は，メーター上流側に減径後のメーター呼び径と同一直径の 10 倍以上，メーター下流側に 5 倍以上の長さの直管部を設けること。
（4）　直結直圧式の一戸建て住宅等において，表 5.3.4 によって口径決定を行った場合は，同表のメーター口径に応じた給水栓数を超えないこと。
（5）　給水用具（瞬間湯沸器，大便器洗浄弁等）が，減径するメーター口径以下であること。
（6）　減径工事後の配管構造等についても，本基準によること。
（7）　一時用から切り替えて一般用として引き続き使用する場合で，一時用と一般用のメーター口径が異なっている場合に限り，メーター器用アダプター（青銅鋳物）の使用を認める。

【新】

口径	最大流量		適正使用流量範囲【参考】	月間使用量【参考】
	(m^3/h)	(L/min)	(m^3/h)	(m^3/月)
13	1.5	25.0	0.10　～　1.00	100
20	2.5	41.6	0.20　～　1.60	170
25	4.0	66.6	0.23　～　2.50	260
40	10.0	166.6	0.40　～　6.50	700
50	30.0	500.0	1.25　～　17.00	2,600
75	47.0	783.3	2.50　～　27.50	4,100
100	74.5	1,241.6	4.00　～　44.00	6,600
150	400.0	6,666.6	2.50　～　500.00	234,000
200	630.0	10,500.0	3.94　～　787.50	410,000
250	630.0	10,500.0	3.94　～　787.50	410,000

表 5.3.3　メーターの性能

5.3.5　メーターの減径

給水装置の改造工事において，所要水量が大きく変化した場合はメーター性能に応じたメーターの減径も必要となる。使用水量の実態を考慮し，メーターの減径を特に必要とする場合は，次の各項により取り扱う。

（1）　呼び径 50mm 以下のメーターについては，2 サイズ下までの減径とする。
（2）　呼び径 75mm 以上のメーターについては，1 サイズ下までの減径とする。
（3）　減径工事は，メーター上流側に減径後のメーター呼び径と同一直径の 10 倍以上，メーター下流側に 5 倍以上の長さの直管部を設けること。
（4）　直結直圧式の一戸建て住宅等において，表 5.3.4 によって口径決定を行った場合は，同表のメーター口径に応じた給水栓数を超えないこと。
（5）　給水用具（瞬間湯沸器，大便器洗浄弁等）が，減径するメーター口径以下であること。
（6）　減径工事後の配管構造等についても，本基準によること。
（7）　一時用から切り替えて一般用として引き続き使用する場合で，一時用と一般用のメーター口径が異なっている場合に限り，一時用使用時のみメーター器用アダプター（青銅鋳物）の使用を認める。

【旧】

ハ）　損失水頭の合計

区間	区間 2	損失水頭	合計	判定
A－S	A－B	7.16	19.17	合 計　　配水管水圧 19.17 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－D	0.59		
	D－J	0.40		
	J－S	1.12		
	立上り	4.90		
	作動水圧	5.00		
A－P	A－B	7.16	17.60	合 計　　配水管水圧 17.60 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－D	0.59		
	D－H	0.31		
	H－P	1.64		
	立上り	2.90		
	作動水圧	5.00		
A－Q	A－B	7.16	17.94	合 計　　配水管水圧 17.94 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－Q	0.88		
	立上り	4.90		
	作動水圧	5.00		

いずれの区間においても損失水頭が 20.0m 未満（一部地域を除く）であるので，仮定どおりの口径でよい。

（2）　一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅で，給水用具数が 25 栓以下である場合については水理計算を省略し，表 5.3.4 から口径を決定することができる（13mm 給水用具換算値は，表 5.3.5 を参照）。

ただし，標準的な一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅を対象としているので，タンクレストイレや湯沸器等のように最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合，また，給水管の布設延長が長くなるものについては，水理計算を行ったうえで口径を決定すること。

なお，次のものについては給水用具数に計上しないものとする（給水器具負荷単位により口径を決定する場合は除く）。

イ）　トイレ個室内にある手洗い

ロ）　温水洗浄便座（ウォシュレット，シャワートイレ等）

ハ）　浄水器（台所水栓から分岐し設置したものに限る）

メーター呼び径	13mm の給水用具数
13mm	7 栓以下
20mm	8～15 栓
25mm	16～25 栓

表 5.3.4　メーター呼び径と水栓数

給水用具の呼び径	13mm 給水用具換算値
13mm	1
20mm	3
25mm	6

表 5.3.5　13mm 給水用具換算値

【新】

ハ）　損失水頭の合計

区間	区間 2	損失水頭	合計	判定
A－S	A－B	7.16	19.17	合 計　　配水管水圧 19.17 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－D	0.59		
	D－J	0.40		
	J－S	1.12		
	立上り	4.90		
	作動水圧	5.00		
A－P	A－B	7.16	17.60	合 計　　配水管水圧 17.60 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－D	0.59		
	D－H	0.31		
	H－P	1.64		
	立上り	2.90		
	作動水圧	5.00		
A－Q	A－B	7.16	17.94	合 計　　配水管水圧 17.94 ＜ 20.0(一部地域を除く) 20.0m以下のためＯＫ
	B－Q	0.88		
	立上り	4.90		
	作動水圧	5.00		

いずれの区間においても損失水頭が 20.0m 未満（一部地域を除く）であるので，仮定どおりの口径でよい。

（2）　一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅で，給水用具数が 25 栓以下である場合については水理計算を省略し，表 5.3.4 から口径を決定することができる（13mm 給水用具換算値は，表 5.3.5 を参照）。

なお，次のものについては給水用具数に計上しないものとする（給水器具負荷単位により口径を決定する場合は除く）。

イ）　トイレ個室内にある手洗い

ロ）　温水洗浄便座（ウォシュレット，シャワートイレ等）

ハ）　浄水器（台所水栓から分岐し設置したものに限る）

ただし，標準的な一戸建て住宅および直結直圧式給水（2 階まで）の共同住宅を対象としているので，最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合，また，給水管の布設延長が長くなるものについては，水理計算を行ったうえで口径を決定すること。

メーター呼び径	13mm の給水用具数
13mm	7 栓以下
20mm	8～15 栓
25mm	16～25 栓

表 5.3.4　メーター呼び径と水栓数

給水用具の呼び径	13mm 給水用具換算値
13mm	1
20mm	3
25mm	6

表 5.3.5　13mm 給水用具換算値

【旧】

6.8　水道メーターの設置

6.8.1　水道メーターの設置基準

(1)　メーターは給水装置ごとに設置すること。ただし，各戸検針共同住宅を新設する場合については，貯水槽以下装置の各戸にメーターを設置する。

※1　直結式給水の共同住宅等で，各室が独立した構造で各入居者の水道水の使用も独立しているものは，各室を 1 戸として取り扱う。また，既設連合栓で独立の家屋でなくても 1 戸とみなすことが妥当であるものは，改造工事の時点で改めなければならない。

※2　二世帯住宅では，完全分離型の場合は申込者の希望により，メーターを 1 個または 2 個設置することができる。玄関共用型の場合については，次の用件を満たす場合，2 個のメーターを設置することができる。

イ)　給水管の配管系統が独立しており，それぞれの配管系統に日常生活を営める程度の給水設備（トイレ，風呂，流し等）が整備されること。

ロ)　いずれの配管系統も家庭における日常生活の用に供するものであること。

ハ)　それぞれの給水装置の所有者が異なること。または使用者が異なる予定であること。

(2)　共同住宅（一括検針の共同住宅を除く）においては，各戸ごとに市のメーターを設置する。ただし，独立して日常生活を営むに十分な給水設備が各居室に整備されていない共同住宅は，全体の使用水量を計量できる部分にメーターを設置することができる。

(3)　共同住宅以外の建物においては，全体の使用水量を計量できる部分に市のメーターを設置する。ただし，次の要件を全て満たす場合は，各区画に市のメーターを設置することができる。

イ)　各区画が完全に区分され，独立していること。

ロ)　各区画に給水栓が設置されていること。

ハ)　各区画の給水装置の所有者が異なること。または使用者が異なる予定であること。

ニ)　各区画に設置する市のメーターの点検等に支障がないと認められること。

(4)　各戸ごと，または各区画に市のメーターを設置する場合において，共用部分に給水栓（非常用水栓を含む）を設置する場合は，当該共用部分にも市のメーターを設置する。

(5)　メーター取付ユニオン・フランジの中心線は平行にし，呼び径 40mm 以上のメーターについては，その前後を鳥居型とする等，応力が残留しないよう配管すること。

(6)　呼び径 40mm においては，伸縮メーターユニオンをメーター上流側に設置すること。

(7)　私設消火栓は，消火用水量に応じた呼び径のメーターを設置すること。

※　従来，私設消火栓はメーターを付けない代わりに局が封印し，消火または演習（演習の場合は水道局の職員が立ち会う）以外には使用できないことになっているが，既設メーターに連結するか，または別個にメーターを設置すれば，消火演習以外でも使用することができる。

(8)　雑用水道の技術基準第 9 章の 2 に定める水道水の補給管には，管理上私設メーターを設置すること。

※　雑用水道で受水量の不足，または水質の悪化等の場合に備えて水道水の補給管を設け，その補給管に補給水量を計測するための私設メーターを設置すること。

【新】

6.8　水道メーターの設置

6.8.1　水道メーターの設置基準

(1)　メーターは給水装置ごとに設置すること。ただし，各戸検針共同住宅を新設する場合については，貯水槽以下装置の各戸にメーターを設置する。

※1　直結式給水の共同住宅等で，各室が独立した構造で各入居者の水道水の使用も独立しているものは，各室を 1 戸として取り扱う。また，既設連合栓で独立の家屋でなくても 1 戸とみなすことが妥当であるものは，改造工事の時点で改めなければならない。

※2　二世帯住宅では，完全分離型の場合は申込者の希望により，メーターを 1 個または 2 個設置することができる。玄関共用型の場合については，次の用件を満たす場合，2 個のメーターを設置することができる。

イ)　給水管の配管系統が独立しており，それぞれの配管系統に日常生活を営める程度の給水設備（トイレ，風呂，流し等）が整備されること。

ロ)　いずれの配管系統も家庭における日常生活の用に供するものであること。

ハ)　それぞれの給水装置の所有者が異なること。または使用者が異なる予定であること。

(2)　共同住宅（一括検針の共同住宅を除く）においては，各戸ごとに市のメーターを設置する。ただし，独立して日常生活を営むに十分な給水設備が各居室に整備されていない共同住宅は，全体の使用水量を計量できる部分にメーターを設置することができる。

(3)　共同住宅以外の建物においては，全体の使用水量を計量できる部分に市のメーターを設置する。ただし，次の要件を全て満たす場合は，各区画に市のメーターを設置することができる。

イ)　各区画が完全に区分され，独立していること。

ロ)　各区画に給水栓が設置されていること。

ハ)　各区画の給水装置の所有者が異なること。または使用者が異なる予定であること。

ニ)　各区画に設置する市のメーターの点検等に支障がないと認められること。

(4)　各戸ごと，または各区画に市のメーターを設置する場合において，共用部分に給水栓（非常用水栓を含む）を設置する場合は，当該共用部分にも市のメーターを設置する。

(5)　メーター取付ユニオン・フランジの中心線は平行にし，呼び径 40mm 以上のメーターについては，その前後を鳥居型とする等，応力が残留しないよう配管すること。

(6)　呼び径 40mm においては，伸縮メーターユニオンをメーター上流側に設置すること。

(7)　私設消火栓は，消火用水量に応じた呼び径のメーターを設置すること。

※　従来，私設消火栓はメーターを付けない代わりに局が封印し，消火または演習（演習の場合は水道局の職員が立ち会う）以外には使用できないことになっているが，既設メーターに連結するか，または別個にメーターを設置すれば，消火演習以外でも使用することができる。

(8)　雑用水道の補給装置に水道水を使用する場合のメーターの設置については、福岡市節水推進条例施行規則第 6 条（技術基準）（福岡市節水推進条例第 10 条 4 項）による。

※　私設メーターの設置等については、雑用水道技術指針に適合すること。

【旧】

6.8.2　水道メーターの設置場所および位置

1)　基本事項

（構造材質規程第 3 条）
(1)　メーターは，給水管と同口径のものを使用し，給水栓より低位に，かつ，水平に設置すること。ただし，管理者が特に認めた条件に該当するメーターについては，給水管より小口径のものを使用することができる。
(2)　メーターの設置場所は，宅地内とすること。ただし，共用給水装置のメーターについては，この限りではない。
(3)　メーターを設置するに際しては，点検しやすく，常に乾燥して汚水が入らず，損傷および盗難のおそれがない個所を選定すること。

2)　その他の留意事項

(1)　メーターの設置場所は，公私境界（敷地に接する道路が私道の場合は，私道と敷地の境界）から敷地側に 2m 以内（できる限り公道側とする）で建物の外（パイプシャフト内にメーターを設置する場合を除く）とし，かつ，分岐部から直角線上であること。ただし，雑居ビル，共同住宅等においてパイプシャフト内にメーターを設置する場合を除く。

(2)　給水栓が地下室にある場合や，道路より低い位置にある建物へ給水する場合等は，必ずしも給水栓より低位に設置する必要はないが，減圧弁，定流量弁等を設置し，メーターの性能範囲を超えないよう必要な措置を講じること。

(3)　地下式メーターおよび地上式メーターのどちらを設置してもよい。ただし，次の箇所については，地上式メーターの設置を指導することがある。

イ）　造成地，盛土地，傾斜地，畑地および砂地等で地盤が不安定で降雨等により埋没するおそれがある箇所。

ロ）　敷地が狭く地下式メーターの設置が困難な個所，または土盛が予想される箇所。

ハ）　その他，地上式メーターが適当と判断される箇所。

(4)　メーターは検定満期の取替え作業等，将来に亘り維持管理に支障がない場所に設置すること。

(5)　雑居ビル，共同住宅等においてパイプシャフト内にメーターを設置する場合は，新設および改造に関わらず，メーター取替および検針等に支障を来たさないように図 6.8.1 のように設置することを原則とする。

　また，メーターユニットを使用する場合は図 6.8.2 のように設置することを原則とする。なお，メーターには保温措置を施すこと。

(6)　各戸検針やメーターの寄付採納を申請する場合は，パイプシャフト内の配管等について，事前に所管営業所と協議すること。

(7)　呼び径 100mm 以上のメーターは車が横付けできる場所に設置することを原則とする。

(8)　各給水装置に付随する水栓番号等を表示し，維持管理を適正に行うことを目的として，メーターボックスの蓋の裏側等に水栓番号等の表示をすること。表示内容および方法については，次のとおり。

イ）　表示内容

①　水栓番号を表示すること。

【新】

6.8.2　水道メーターの設置場所および位置

1)　基本事項

（構造材質規程第 3 条）
(1)　メーターは，給水管と同口径のものを使用し，給水栓より低位に，かつ，水平に設置すること。ただし，管理者が特に認めた条件に該当するメーターについては，給水管より小口径のものを使用することができる。
(2)　メーターの設置場所は，宅地内とすること。ただし，共用給水装置のメーターについては，この限りではない。
(3)　メーターを設置するに際しては，点検しやすく，常に乾燥して汚水が入らず，損傷および盗難のおそれがない個所を選定すること。

2)　その他の留意事項

(1)　メーターの設置場所は，公私境界（敷地に接する道路が私道の場合は，私道と敷地の境界）から敷地側に 2m 以内（できる限り公道側とする）で建物の外（パイプシャフト内にメーターを設置する場合を除く）とすること。なお，分岐部から直角線上であることが望ましい。ただし，雑居ビル，共同住宅等においてパイプシャフト内にメーターを設置する場合を除く。

(2)　給水栓が地下室にある場合や，道路より低い位置にある建物へ給水する場合等は，必ずしも給水栓より低位に設置する必要はないが，減圧弁，定流量弁等を設置し，メーターの性能範囲を超えないよう必要な措置を講じること。

(3)　地下式メーターおよび地上式メーターのどちらを設置してもよい。ただし，次の箇所については，地上式メーターの設置を指導することがある。

イ）　造成地，盛土地，傾斜地，畑地および砂地等で地盤が不安定で降雨等により埋没するおそれがある箇所。

ロ）　敷地が狭く地下式メーターの設置が困難な個所，または土盛が予想される箇所。

ハ）　その他，地上式メーターが適当と判断される箇所。

(4)　メーターは検定満期の取替え作業等，将来に亘り維持管理に支障がない場所に設置すること。

(5)　雑居ビル，共同住宅等においてパイプシャフト内にメーターを設置する場合は，新設および改造に関わらず，メーター取替および検針等に支障を来たさないように図 6.8.1 のように設置することを原則とする。

　また，メーターユニットを使用する場合は図 6.8.2 のように設置することを原則とする。なお，メーターには保温措置を施すこと。

(6)　各戸検針やメーターの寄付採納を申請する場合は，パイプシャフト内の配管等について，事前に所管営業所と協議すること。

(7)　呼び径 100mm 以上のメーターは車が横付けできる場所に設置することを原則とする。

(8)　各給水装置に付随する水栓番号等を表示し，維持管理を適正に行うことを目的として，メーターボックスの蓋の裏側等に水栓番号等の表示をすること。表示内容および方法については，次のとおり。

イ）　表示内容

【旧】

全かつ確実な施工ができるよう断面および土留工とすること。

② 掘削深さが 1.5m を超える場合は，切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。

③ 掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は，施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか，または土留工を施すこと。

④ 公道部の掘削標準断面については，表 6.12.1 によること。

呼び径（mm）	寸法（m）						
	掘削幅	掘削深さ					
		(h=1.2)	(h=1.0)	(h=0.9)	(h=0.8)	(h=0.7)	(h=0.6)
25mm以下	0.50	1.33	1.13	1.03	0.93	0.83	0.73
50mm以下	0.50	1.36	1.16	1.06	0.96	0.86	0.76
75mm	0.60	1.29	1.09	0.99	0.89	0.79	0.69
100mm	0.65	1.32	1.12	1.02	0.92	0.82	0.72
150mm	0.70	1.37	1.17	1.07	0.97	0.87	0.77
200mm	0.75	1.42	1.22	1.12	1.02	0.92	0.82
250mm	0.80	1.47	1.27	1.17	1.07	0.97	0.87

h…土被り

※呼び径25mm以下および50mm以下のポリエチレン管には，防護のため
サンドクッション（10cm）の厚さを加算している。

表 6.12.1 公道部管布設掘削標準表

(3) 機械掘削と人力掘削の選定に当たっては，次の事項に留意する。

① 下水道，ガス，電気，電話等の地下埋設物の輻輳状態，作業環境等および周辺の建築物の状況。

② 地形（道路の屈曲および傾斜等）および地質（岩，転石，軟弱地盤等）による作業性。

③ 道路管理者の掘削・占用許可および所轄警察署長による道路使用許可の条件。

④ 工事現場への機械輸送の可否。

⑤ 機械掘削と人力掘削の経済比較。

(4) 工事の施工にあたっては，騒音および振動等について周辺住民と事前に十分な打ち合わせを行い協力と理解を得るとともに，施工時間および使用機械の選定等に考慮すること。

(5) 掘削工事については，次によらなければならない。

① 舗装道路は，隣接する舗装部分への影響がないよう舗装をカッター等を使用して，周りは方形に，切り口は垂直になるように丁寧に切断した後，埋設物に注意し所定の深さに掘削する。

② 道路を掘削する場合は，1 日の作業範囲とし，堀り置きはしない。

③ 埋設物の近くを掘削する場合は，必要により埋設物の管理者に立会いを求める。

④ 掘削は，所定の断面に従い，布設管の土被りが所定の深さになるように行う。底部は転石，凹凸等のないようにし，余堀り，すかし堀りをしないこと。

(6) 埋戻しについては，次の事項に留意すること。

① 道路内における掘削跡の埋戻しは，道路管理者の許可条件で指定された土砂を用いて，片埋めにならないように注意しながら，厚さ 15～20cm 程度に敷き均し，現地盤と同程度の密度となるよう層毎に十分に締め固め，将来陥没および沈没等を起こさないようにする。

【新】

全かつ確実な施工ができるよう断面および土留工とすること。

② 掘削深さが 1.5m 以上の場合は，切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。

③ 掘削深さが 1.5m 未満であっても自立性に乏しい地山の場合は，施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか，または土留工を施すこと。

④ 公道部の掘削標準断面については，表 6.12.1 によること。

呼び径（mm）	寸法（m）						
	掘削幅	掘削深さ					
		(h=1.2)	(h=1.0)	(h=0.9)	(h=0.8)	(h=0.7)	(h=0.6)
25mm以下	0.50	1.33	1.13	1.03	0.93	0.83	0.73
50mm以下	0.50	1.36	1.16	1.06	0.96	0.86	0.76
75mm	0.60	1.29	1.09	0.99	0.89	0.79	0.69
100mm	0.65	1.32	1.12	1.02	0.92	0.82	0.72
150mm	0.70	1.37	1.17	1.07	0.97	0.87	0.77
200mm	0.75	1.42	1.22	1.12	1.02	0.92	0.82
250mm	0.80	1.47	1.27	1.17	1.07	0.97	0.87

h…土被り

※呼び径25mm以下および50mm以下のポリエチレン管には，防護のため
サンドクッション（10cm）の厚さを加算している。

表 6.12.1 公道部管布設掘削標準表

(3) 機械掘削と人力掘削の選定に当たっては，次の事項に留意する。

① 下水道，ガス，電気，電話等の地下埋設物の輻輳状態，作業環境等および周辺の建築物の状況。

② 地形（道路の屈曲および傾斜等）および地質（岩，転石，軟弱地盤等）による作業性。

③ 道路管理者の掘削・占用許可および所轄警察署長による道路使用許可の条件。

④ 工事現場への機械輸送の可否。

⑤ 機械掘削と人力掘削の経済比較。

(4) 工事の施工にあたっては，騒音および振動等について周辺住民と事前に十分な打ち合わせを行い協力と理解を得るとともに，施工時間および使用機械の選定等に考慮すること。

(5) 掘削工事については，次によらなければならない。

① 舗装道路は，隣接する舗装部分への影響がないよう舗装をカッター等を使用して，周りは方形に，切り口は垂直になるように丁寧に切断した後，埋設物に注意し所定の深さに掘削する。

② 道路を掘削する場合は，1 日の作業範囲とし，堀り置きはしない。

③ 埋設物の近くを掘削する場合は，必要により埋設物の管理者に立会いを求める。

④ 掘削は，所定の断面に従い，布設管の土被りが所定の深さになるように行う。底部は転石，凹凸等のないようにし，余堀り，すかし堀りをしないこと。

(6) 埋戻しについては，次の事項に留意すること。

① 道路内における掘削跡の埋戻しは，道路管理者の許可条件で指定された土砂を用いて，片埋めにならないように注意しながら，厚さ 15～20cm 程度に敷き均し，現地盤と同程度の密度となるよう層毎に十分に締め固め，将来陥没および沈没等を起こさないようにする。

【旧】

第９章　様式集

目次

1　**給水装置工事申請等関連**......179
・給水装置工事届出書および委任状......179
・給水装置工事届出書および委任状（代行申請用）......180
・給水装置工事設計書......181
・竣工図......182
・給水装置工事予定設計書......183
・予定設計図......184
・給水申込書兼関係事項届出書......185
・一時給水申込書......186
・給水装置工事（設計変更・中止）届......188
・既設管利用工事検査申請書......189
・寄附採納願......189
・給水管処分依頼書......190
・道路占用許可申請依頼書......191
・一時断水願......192
・給水装置工事完了届......193
・給水装置工事手直し指示書......194
・給水装置修繕工事完了届......195
・給水装置工事社内検査報告書......196
・給水装置工事使用材料確認書......197
・標識......198
・給水装置工事標示板......198
・給水装置工事設計書閲覧申込書......199
・指定給水装置工事事業者変更届......200
・委任解除届......201
・一時用給水変更届......202

【新】

第９章　様式集

目次

1　**給水装置工事申請等関連**......180
・給水装置工事届出書および委任状......180
・給水装置工事届出書および委任状（代行申請用）......181
・給水装置工事設計書......182
・竣工図......183
・給水装置工事予定設計書......184
・予定設計図......185
・給水申込書兼関係事項届出書......186
・一時給水申込書......187
・給水装置工事（設計変更・中止）届......189
・既設管利用工事検査申請書......190
・寄附採納願......190
・給水管処分依頼書......191
・道路占用許可申請依頼書......192
・一時断水願......193
・給水装置工事完了届......194
・給水装置工事手直し指示書......195
・給水装置修繕工事完了届......196
・給水装置工事社内検査報告書......197
・給水装置工事使用材料確認書......198
・標識......199
・給水装置工事標示板......199
・給水装置工事設計書閲覧申込書......200
・指定給水装置工事事業者変更届......201
・委任解除届......202
・一時用給水変更届......203

【旧】

・撤去誓約書（一時用）203
・給水装置移設申請書 204
・給水装置移設証明書（公共事業の場合）205
・給水装置移設証明書（公共事業以外の場合）206
・浄水器・活水器等設置に関する承諾及び届出書 207
・水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書 209
・事前調査結果報告書（更生工事）210
・給水管の更生工事に関する覚書 211

2　共同住宅等の申込関連 212
・各戸メーター出庫内訳書 212
・一括検針共同住宅関係事項届出書 213
・貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）214
・貯水槽水道情報変更連絡票 216
・水質検査通知書 217
・情報提供の拒否通知書 218

3　加入金取扱関連 219
・共同住宅等工事関係事項届出書（新設・改造）219
・給水装置撤去済証再交付願い 220

4　直結増圧および 3 階直結直圧式給水関連 221
・直結増圧式給水事前協議申請書 221
・直結直圧式給水事前協議申請書 222
・直結増圧式給水事前協議回答書 223
・直結直圧式給水事前協議回答書 224
・直結増圧式給水条件承諾書 225
・直結直圧式給水承諾書 227
・既設管利用条件承諾書（直結増圧用）228
・既設管利用条件承諾書（3 階直圧用）229
・オートロック式建物入館方法届 230

【新】

・撤去誓約書（一時用）204
・給水装置移設申請書 205
・給水装置移設証明書（公共事業の場合）206
・給水装置移設証明書（公共事業以外の場合）207
・浄水器・活水器等設置に関する承諾及び届出書 208
・水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書 210
・事前調査結果報告書（更生工事）211
・給水管の更生工事に関する覚書 212

2　共同住宅等の申込関連 213
・各戸メーター出庫内訳書 213
・一括検針共同住宅関係事項届出書 214
・貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）215
・貯水槽水道情報変更連絡票 217
・水質検査通知書 218
・情報提供の拒否通知書 219

3　加入金取扱関連 220
・共同住宅等工事関係事項届出書（新設・改造）220
・給水装置撤去済証再交付願い 221

4　直結増圧および 3 階直結直圧式給水関連 222
・直結増圧式給水事前協議申請書 222
・直結直圧式給水事前協議申請書 223
・直結増圧式給水事前協議回答書 224
・直結直圧式給水事前協議回答書 225
・直結増圧式給水条件承諾書 226
・直結直圧式給水承諾書 228
・既設管利用条件承諾書（直結増圧用）229
・既設管利用条件承諾書（3 階直圧用）230
・オートロック式建物入館方法届 231

【旧】

5　**節水推進条例関連** 231

・節水計画書（新築・増築） 231

・節水計画書（変更） 235

・節水計画書（軽微な変更） 239

・雑用水道工事完了届 240

・雑用水道工事部分完了届 241

6　**指定給水装置工事事業者関連** 242

・指定給水装置工事事業者指定・更新申請書 242

・機械器具調書 244

・誓約書 245

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 246

・指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項 247

・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認 248

・技能を有する者の状況確認 249

・給水装置工事事業者指定事項変更届出書 251

・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 252

・指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書 253

・指定給水装置工事事業者証交付申請書 255

7　**融資関連** 256

・融資確認申請書 256

・給水工事資金融資申込書 258

・通知書 260

・給水工事資金融資決定通知書 261

・給水施設工事竣工検査報告書 263

・給水装置工事竣工検査合格通知書 264

・給水施設工事竣工検査確認通知書 265

【新】

・集中検針装置設置兼メーター寄附申請書 232

・集中検針装置設に関する承諾書 233

・集中検針装置検査報告書 234

・メーター及び集中検針盤調査票 235

5　**節水推進条例関連** 236

・節水計画書（新築・増築） 236

・節水計画書（変更） 240

・節水計画書（軽微な変更） 244

・雑用水道工事完了届 245

・雑用水道工事部分完了届 246

6　**指定給水装置工事事業者関連** 247

・指定給水装置工事事業者指定・更新申請書 247

・機械器具調書 249

・誓約書 250

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 251

・指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項 252

・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認 253

・技能を有する者の状況確認 254

・給水装置工事事業者指定事項変更届出書 256

・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 257

・指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書 258

・指定給水装置工事事業者証交付申請書 260

7　**融資関連** 261

・融資確認申請書 261

・給水工事資金融資申込書 263

・通知書 265

・給水工事資金融資決定通知書 266

・給水施設工事竣工検査報告書 268

【旧】	【新】
	・給水装置工事竣工検査合格通知書……269 ・給水施設工事竣工検査確認通知書……270

【旧】

様式第８号

給水装置工事設計書

水栓番号NO.

審査課長	受付	令和　年　月　日		
	収納番号	第　号		
	工事種別	新設・改造・撤去		
	審査	令和　年　月　日		
係長	調定	令和　年　月　日		
	納金	令和　年　月　日		
	完了検査	令和　年　月　日		
精査	精算	令和　年　月　日		
		設計額	精算額	
	工事検査料			
	道路占用申請手数料			
審査	断水費			
	合計			
	過不足			

メーター口径		
加入金		

共同住宅等内訳	口径	個数	加入金小計
	mm	個	
	mm	個	
	mm	個	
	mm	個	
	親メーター口径		
各戸検針申請予定	有・無		

工事場所	(氏名)
工事届出者 住所氏名	
指定給水装置工事事業者	(TEL　)(第　号)
主任技術者	(第　号)
建築種別	○新築　○改築　◉増築　○既存
建築確認番号	令和　年　月　日　号
□用住宅　□共同住宅　□事業所　□店舗付共同住宅　□その(　)	階建

名称	形状寸法	設計数量	精算数量	名称	形状寸法	設計数量	精算数量	名称	形状寸法	設計数量	精算数量
サドル付分水栓				ソフトシール仕切弁				接合ユニオン (　×　)			
割丁字管				合フランジ				メーターアダプター			
異径ソケット				青銅仕切弁１型	40・50			逆止弁付ボールバルブ			
ポリエチレン管				青銅仕切弁２型	40・50			ボールタップ			
ＰＰユニオンソケット				青銅仕切弁				甲型止水栓			
ＰＰベンド90°				バルブ鉄蓋				節水コマ入水栓			
ＰＰエルボ				バルブ下桝				湯水混合水栓			
塩化ビニル管				止水栓				給水栓			
ビニルライニング鋼管(　ＶＢ　)				止水栓鉄箱				減圧弁			
ビニルライニング鋼管(　)				プラスチック製メーターボックス				電動弁			
耐衝撃性硬質塩化ビニル管				地上式メーターボックス				吸排気弁			
ステンレス管				鋳鉄製メーターボックス				定水位弁			
架橋ポリエチレン管				メーターユニット				Ｙ型ストレーナー			
ポリブデン管				泥受				鍵付給水栓			
ヘッダー				上水ユニオン				増圧装置			
ダクタイル鋳鉄管				(　)				減圧式逆流防止器			
曲管45°				伸縮付ボール止水栓							
曲管22°				伸縮付メーターユニオン	40						
短管１号				逆止弁付メーターユニオン							
短管２号				逆止弁							
				簡易逆止弁							

完了課長	係長	精査	精算	納金確認	検査員

承諾書

本申請の給水装置工事のため、私の所有する給水管から分岐することを認めます。　令和　年　月　日

支管引用承諾　住所　氏名　(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

道路掘削	有・無	掘削許可番号	
道路種別	国道・市道・その他(　)		
残留塩素	mg/ℓ	電気伝導率	μS/cm
水質確認結果	臭気	観察により異常がないか	良・否
	味	観察により異常がないか	良・否
	色	観察により異常がないか	良・否
	濁り	観察により異常がないか	良・否

備考

審査内容

検査の結果、合格と認めます。

印

【新】

様式第８号

給水装置工事設計書

水栓番号NO.

審査課長	受付	令和　年　月　日		
	収納番号	第　号		
	工事種別	新設・改造・撤去		
	審査	令和　年　月　日		
係長	調定	令和　年　月　日		
	納金	令和　年　月　日		
	完了検査	令和　年　月　日		
精査	精算	令和　年　月　日		
		設計額	精算額	
	工事検査料			
	道路占用申請手数料			
審査	断水費			
	合計			
	過不足			

メーター口径		
加入金		

共同住宅等内訳	口径	個数	加入金小計
	mm	個	
	mm	個	
	mm	個	
	mm	個	
	親メーター口径		
各戸検針申請予定	有・無		

工事場所	(氏名)
工事届出者 住所氏名	
指定給水装置工事事業者	(TEL　)(第　号)
主任技術者	(第　号)
建築種別	○新築　○改築　◉増築　○既存
建築確認番号	令和　年　月　日　号
□用住宅　□共同住宅　□事業所　□店舗付共同住宅　□その(　)	階建

名称	形状寸法	設計数量	精算数量	名称	形状寸法	設計数量	精算数量	名称	形状寸法	設計数量	精算数量
サドル付分水栓				ソフトシール仕切弁				接合ユニオン (　×　)			
割丁字管				合フランジ				メーターアダプター			
異径ソケット				青銅仕切弁１型	40・50			逆止弁付ボールバルブ			
ポリエチレン管				青銅仕切弁２型	40・50			ボールタップ			
ＰＰユニオンソケット				青銅仕切弁				甲型止水栓			
ＰＰベンド90°				バルブ鉄蓋				節水コマ入水栓			
ＰＰエルボ				バルブ下桝				湯水混合水栓			
塩化ビニル管				止水栓				給水栓			
ビニルライニング鋼管(　ＶＢ　)				止水栓鉄箱				減圧弁			
ビニルライニング鋼管(　)				プラスチック製メーターボックス				電動弁			
耐衝撃性硬質塩化ビニル管				地上式メーターボックス				吸排気弁			
ステンレス管				鋳鉄製メーターボックス				定水位弁			
架橋ポリエチレン管				メーターユニット				Ｙ型ストレーナー			
ポリブデン管				泥受				鍵付給水栓			
ヘッダー				上水ユニオン				増圧装置			
ダクタイル鋳鉄管				(　)				減圧式逆流防止器			
曲管45°				伸縮付ボール止水栓							
曲管22°				伸縮付メーターユニオン	40						
短管１号				逆止弁付メーターユニオン							
短管２号				逆止弁							
				簡易逆止弁							

完了課長	係長	精査	精算	納金確認	検査員

承諾書

本申請の給水装置工事のため、私の所有する給水管から分岐することを認めます。　令和　年　月　日

支管引用承諾　住所　氏名

道路掘削	有・無	掘削許可番号	
道路種別	国道・市道・その他(　)		
残留塩素	mg/ℓ	電気伝導率	μS/cm
水質確認結果	臭気	観察により異常がないか	良・否
	味	観察により異常がないか	良・否
	色	観察により異常がないか	良・否
	濁り	観察により異常がないか	良・否

備考

審査内容

検査の結果、合格と認めます。

印

給水装置工事施行基準改訂　新旧対照

【旧】

給　水　装　置　工　事　予　定　設　計　書

令和　　年　　月　　日　提出

令和　　年　　月　　日　承認			
承認印		工事種別	新設　改造　撤去
			口径
水栓　第		号	
工事場所	氏名		
工事届出者	氏名		
着工	令和　　年　　月　　日		
竣工	令和　　年　　月　　日		
施工者	指定給水装置工事事業者・TEL・指定番号		
	(TEL　　　　) (第　　　号)		
	給水装置工事主任技術者・免許番号		
	(第　　　号)		
備　　考			

使用材料一覧表

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓			伸縮付メーターユニオン		
割T字管			逆止弁付		
異径ソケット			メーターユニオン		
ポリエチレン管			逆止弁		
ＰＰユニオンソケット			簡易逆止弁		
ＰＰベンド90°			接合ユニオン		
ＰＰエルボ			（　　×　　）		
塩化ビニル管			メーターアダプター		
ビニルライニング					
鋼管（　ＶＢ　）			逆止弁付ボールバルブ		
ビニルライニング			ボールタップ		
鋼管（　　　）			甲型止水栓		
耐衝撃性硬質			節水コマ入水栓		
塩化ビニル管			湯水混合水栓		
ステンレス管			給水栓		
架橋ポリエチレン管			減圧弁		
ポリブデン管			電動弁		
ヘッダー			吸排気弁		
ダクタイル鋳鉄管			定水位弁		
曲管45°			Ｙ型ストレーナー		
曲管22°			鍵付給水栓		
短管1号			増圧装置		
短管2号			減圧式逆流防止器		
ソフトシール仕切弁					
合フランジ					
青銅仕切弁1型	40・50				
青銅仕切弁2型	40・50				
青銅仕切弁					
バルブ鉄蓋					
バルブ下桝					
止水栓					
止水栓鉄箱					
プラスチック製					
メーターボックス					
地上式					
メーターボックス					
鋳鉄製					
メーターボックス					
メーターユニット					
泥　受					
上水ユニオン（　　）					
伸縮付ボール止水栓					

工事施工上の注意

※　施工時には必ず水圧検査を行い、竣工検査の際には必ず写真を提出のこと。
※　竣工検査において再検査が生じたら、1週間以内に手直しをして検査員の指示を受けること。掘削検査できないところは必ず写真を撮ること。
※　給水装置工事主任技術者は，使用材料の認証等の確認を行い、水道法施行規則第36条第5，6項の規定を遵守すること。

道路掘削	有　・　無	
道路種別	国道・市道・その他（　　　）	
残留塩素	mg/ℓ	主任技術者
電気伝導率	μS/cm	

※本設計書に係員の承認印なきものは工事着手できません。

【新】

給　水　装　置　工　事　予　定　設　計　書

令和　　年　　月　　日　提出

令和　　年　　月　　日　承認			
承認印		工事種別	新設　改造　撤去
			口径
水栓　第		号	
工事場所	(氏名)		
工事届出者	住所　氏名		
着工	令和　　年　　月　　日		
竣工	令和　　年　　月　　日		
施工者	指定給水装置工事事業者・TEL・指定番号		
	(TEL　　　　) (第　　　号)		
	給水装置工事主任技術者・免許番号		
	(第　　　号)		
備　　考			

使用材料一覧表

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓			伸縮付メーターユニオン		
割T字管			逆止弁付		
異径ソケット			メーターユニオン		
ポリエチレン管			逆止弁		
ＰＰユニオンソケット			簡易逆止弁		
ＰＰベンド90°			接合ユニオン		
ＰＰエルボ			（　　×　　）		
塩化ビニル管			メーターアダプター		
ビニルライニング					
鋼管（　ＶＢ　）			逆止弁付ボールバルブ		
ビニルライニング			ボールタップ		
鋼管（　　　）			甲型止水栓		
耐衝撃性硬質			節水コマ入水栓		
塩化ビニル管			湯水混合水栓		
ステンレス管			給水栓		
架橋ポリエチレン管			減圧弁		
ポリブデン管			電動弁		
ヘッダー			吸排気弁		
ダクタイル鋳鉄管			定水位弁		
曲管45°			Ｙ型ストレーナー		
曲管22°			鍵付給水栓		
短管1号			増圧装置		
短管2号			減圧式逆流防止器		
ソフトシール仕切弁					
合フランジ					
青銅仕切弁1型	40・50				
青銅仕切弁2型	40・50				
青銅仕切弁					
バルブ鉄蓋					
バルブ下桝					
止水栓					
止水栓鉄箱					
プラスチック製					
メーターボックス					
地上式					
メーターボックス					
鋳鉄製					
メーターボックス					
メーターユニット					
泥　受					
上水ユニオン（　　）					
伸縮付ボール止水栓					

工事施工上の注意

※　施工時には必ず水圧検査を行い、竣工検査の際には必ず写真を提出のこと。
※　竣工検査において再検査が生じたら、1週間以内に手直しをして検査員の指示を受けること。掘削検査できないところは必ず写真を撮ること。
※　給水装置工事主任技術者は，使用材料の認証等の確認を行い、水道法施行規則第36条第5，6項の規定を遵守すること。

道路掘削	有　・　無	
道路種別	国道・市道・その他（　　　）	
残留塩素	mg/ℓ	主任技術者
電気伝導率	μS/cm	

※本設計書に係員の承認印なきものは工事着手できません。

【旧】

（様式4）

区分	一般用	（一時用・貯水槽式から切替）
	一時用	

給水申込書兼関係事項届出書

（あて先）
福岡市水道事業管理者　　　　　　平成　　年　　月　　日

（申込・届出者氏名）

下記場所の専用給水装置について，次の事項を（申し込み・届け出）ます。
なお，福岡市水道給水条例その他諸規程を，遵守いたします。

申込み・届出の種別

・給水申込	・使用種別変更届	・各戸メーター又は給水管の口径，個数変更届
・使用中止届	・使用廃止届	・使用者又は代表者変更届
・所有者変更届	・戸数変更届	
開始，中止，廃止又は変更（予定）日	平成　　年　　月　　日	

① 基本的事項

給水装置所在地		区　　丁目　　番　番地　　号
所有者	住所	
	氏名	フリガナ　　電話（　　）　－
使用者又は代表者氏名（所有者と異なる場合のみ記入）		フリガナ　　電話（　　）　－
指定給水装置工事事業者名（指定番号）		電話（　　）　－　　（　　　号）

② 建物位置概略図

③ 建物の概要
※該当する項目に○をつけてください。

メーター位置	玄関　台所　門　庭　木戸　裏口 奥　右　左　裏　前　外　横			
使用種別	・一戸建住宅 ・店舗付住宅 ・共同住宅 ・店舗付共同住宅 ・寮	・事業場（店舗，事業所等含む） ・一時使用（工事，仮設住宅等） ・2世帯住宅 ・社会福祉施設 ・その他（　　　）		
貯水槽	有・無	容量		㎥
増圧装置	有・無	階数		階建

④ 各戸メーター又は給水管の設置数 内訳
※使用種別が共同住宅，店舗付共同住宅，2世帯住宅，寮の場合のみ記入

区分		各戸メーター又は給水管の設置数 13㎜	20㎜	25㎜	40㎜
住宅専用	台所・風呂トイレ完備	戸	戸	戸	戸
	その他	戸	戸	戸	戸
事業場（店舗・事業所等）		事業場	事業場	事業場	事業場

⑤ 公共下水道使用に関する事項
※該当する項目に○をつけてください。

公共下水道	接続 ・ 未接続（くみとり，浄化槽等）
井戸	有 ・ 無

⑥ メーターの設置
※貯水槽式共同住宅，店舗付共同住宅の場合のみ記入

各戸検針（メーター設置）申請の有無	有 ・ 無

※ 新規申込の場合は，①から⑥の太線内を全て記入のこと。
変更届出の場合は，変更後の内容を太線内に記入のこと。（①の基本的事項以外に変更がある場合は，①も記入のこと。）
中止・廃止の場合は，①のみ記入のこと。

水道局記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（CMT0030）

営	給	水栓番号	重	検針種別		親子	口径	桁数	メーター番号
1	2	3　　8	9	0.一般 1.共同住宅	10	11	12　13	14	15 16　　21

事由	取付指針		検査員コード	検査員名
22　23	24	30	31　　35	

取付年月日	町コード	Zメーター		給水方式			貯水槽容量
36　　42	43　　47	0.無 1.有	48	0.直 1.貯	2.増 3.高	49	50　　54

営業所保管分	給水審査課保管分	道路下水道局送付分

【新】

（様式4）

区分	一般用	切替有：一時用（　　　　　　）．貯水槽
	一時用	使用期間 ．　．　．～　．　．　．

給水申込書兼関係事項届出書

（あて先）
福岡市水道事業管理者　　　　　　年　　月　　日

（申込・届出者氏名）

下記場所の専用給水装置について，次の事項を（申し込み・届け出）ます。
なお，福岡市水道給水条例その他諸規程を，遵守いたします。

申込み・届出の種別

・給水申込	・使用種別変更届	・各戸メーター又は給水管の口径，個数変更届
・使用中止届	・使用廃止届	・使用者又は代表者変更届
・所有者変更届	・戸数変更届	
開始，中止，廃止又は変更（予定）日	年　　月　　日	

① 基本的事項

給水装置所在地		区　　丁目　　番　番地　　号
所有者	住所	
	氏名	フリガナ　　電話（　　）　－
使用者又は代表者氏名（所有者と異なる場合のみ記入）		フリガナ　〒　　電話（　　）　－　※一時用の場合は納付書の送付先を記入してください。
指定給水装置工事事業者名（指定番号）		電話（　　）　－　　（　　　号）

② 建物位置概略図

③ 建物の概要
※該当する項目に○をつけてください。

メーター位置	玄関　台所　門　庭　木戸　裏口 奥　右　左　裏　前　外　横			
使用種別	・一戸建住宅 ・店舗付住宅 ・共同住宅 ・店舗付共同住宅 ・寮	・事業場（店舗，事業所等含む） ・一時使用（工事，仮設住宅等） ・2世帯住宅 ・社会福祉施設 ・その他（　　　）		
貯水槽	有・無	容量		㎥
増圧装置	有・無	階数		階建

④ 各戸メーター又は給水管の設置数 内訳
※使用種別が共同住宅，店舗付共同住宅，2世帯住宅，寮の場合のみ記入

区分		各戸メーター又は給水管の設置数 13㎜	20㎜	25㎜	40㎜
住宅専用	台所・風呂トイレ完備	戸	戸	戸	戸
	その他	戸	戸	戸	戸
事業場（店舗・事業所等）		事業場	事業場	事業場	事業場

⑤ 公共下水道使用に関する事項
※該当する項目に○をつけてください。

公共下水道	接続 ・ 未接続（くみとり，浄化槽等）
井戸	有 ・ 無

⑥ メーターの設置
※貯水槽式共同住宅，店舗付共同住宅の場合のみ記入

各戸検針（メーター設置）申請の有無	有 ・ 無

※ 新規申込の場合は，①から⑥の太線内を全て記入のこと。
変更届出の場合は，変更後の内容を太線内に記入のこと。（①の基本的事項以外に変更がある場合は，①も記入のこと。）
中止・廃止の場合は，①のみ記入のこと。

水道局記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（CMT0030）

営	給	水栓番号	重	検針種別		親子	口径	桁数	メーター番号
1	2	3　　8	9	0.一般 1.共同住宅	10	11	12　13	14	15 16　　21

事由	取付指針		検査員コード	検査員名
22　23	24	30	31　　35	

取付年月日	町コード	Zメーター		給水方式			貯水槽容量
36　　42	43　　47	0.無 1.有	48	0.直 1.貯	2.増 3.高	49	50　　54

営業所保管分	給水審査課保管分	道路下水道局送付分

【旧】

給水装置移設申請書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

給水装置所有者（工事申込者）
住所

氏名

建物の移転新築にあたり、新設工事完了後に転居するため移設給水装置の新設工事申請前に既設給水装置の撤去工事ができず、撤去済証の提出が遅延いたします。

つきましては、指定期日までに既設給水装置の撤去工事を完了し、撤去済証を提出することを誓約のうえ必要書類を添えて申請しますので給水装置の移設としての取扱いをお願いいたします

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日（申請日から６か月以内）		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			
誓約事項	１．　撤去予定日までに必ず撤去工事を実施し、撤去済証を給水審査課に提出します。 ２．　撤去予定日までに撤去できない場合は、水道メーター口径の加入金を支払います。 ３．　転居日までに既設給水装置の一般使用を中止し、料金を精算し、移設給水装置の一般用の使用開始前に精算分の領収書を提出します。			

【新】

給水装置移設申請書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

給水装置所有者（工事申込者）
住所

氏名

建物の移転新築にあたり、新設工事完了後に転居するため移設給水装置の新設工事申請前に既設給水装置の撤去工事ができず、撤去済証の提出が遅延いたします。

つきましては、指定期日までに既設給水装置の撤去工事を完了し、撤去済証を提出することを誓約のうえ必要書類を添えて申請しますので給水装置の移設としての取扱いをお願いいたします

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			
誓約事項	１．　撤去予定日までに必ず撤去工事を実施し、撤去済証を給水審査課に提出します。 ２．　撤去予定日までに撤去できない場合は、水道メーター口径の加入金を支払います。 ３．　転居日までに既設給水装置の一般使用を中止し、料金を精算し、移設給水装置の一般用の使用開始前に精算分の領収書を提出します。			

【旧】

（公共事業の場合）

給水装置移設証明書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

証明者
住所

氏名

下記の給水装置の所有者は、　　　　　　　　　　事業用地買収のために物件移転補償契約を福岡市と締結しており、移転先の給水装置の新設工事完了後に既設の給水装置が撤去される予定になっていることを証明します。
なお、既設給水装置の撤去が行われない場合は、物件移転補償契約にかかる補償金の完了払金の支払いを保留します。

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日（申請日から６か月以内）		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			

【新】

（公共事業の場合）

給水装置移設証明書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

証明者
住所

氏名

下記の給水装置の所有者は、　　　　　　　　　　事業用地買収のために物件移転補償契約を福岡市と締結しており、移転先の給水装置の新設工事完了後に既設の給水装置が撤去される予定になっていることを証明します。
なお、既設給水装置の撤去が行われない場合は、物件移転補償契約にかかる補償金の完了払金の支払いを保留します。

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			

給水装置工事施行基準改訂　新旧対照

【旧】

（公共事業以外の場合）

給水装置移設証明書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

証明者（指定給水装置工事事業者）
住所
氏名

下記のとおり既設給水装置の撤去工事に関する契約を締結しており、撤去予定日までに撤去工事を完了することを証明します。

撤去工事完了後は必ず撤去済証を給水審査課に提出しますので、給水装置の移設の取扱いをお願いいたします。

なお、撤去予定日までに撤去をしない場合は、いかなる処置を受けても異議ありません。

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日（申請日から６か月以内）		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			

【新】

（公共事業以外の場合）

給水装置移設証明書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

証明者（指定給水装置工事事業者）
住所
氏名

下記のとおり既設給水装置の撤去工事に関する契約を締結しており、撤去予定日までに撤去工事を完了することを証明します。

撤去工事完了後は必ず撤去済証を給水審査課に提出しますので、給水装置の移設の取扱いをお願いいたします。

なお、撤去予定日までに撤去をしない場合は、いかなる処置を受けても異議ありません。

記

給水装置の所有者				
既設給水装置の撤去工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	水栓番号		口径	
	撤去予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			
既設給水装置の新設工事	所在地	福岡市　区　丁目　番　号 番地		
	口径			
	完成予定日	年　月　日		
	指定給水装置工事事業者			

【旧】

様式１－１・直結増圧用

給水審査課		
課　長	係　長	係　員

受付番号	－	受　付　日	年　月　日

直結増圧式給水事前協議申請書

（あて先）
（公財）福岡市水道サービス公社理事長
（給水審査課）

（協議申請者）
住所
氏名
（TEL　　－　　）

下記の建築物に直結給水したいので事前協議を申請します。

施　工　主（給水申込者）	住所 氏名 （TEL　　－　　）					
工事場所	福岡市　　区					
建築物の名称						
建築物の概要	地上　　階建て（地下　　階）・階高　　m　□新　築　□既　設					
	□住宅用建物　□業務用建物　□併用建物					
	建物の種類	給水方式	戸数	階層数	延床面積	その他
	住　宅　用					
	業　務　用					
	※業　態（　　　　）					
	工事予定期間	．　．　～　．　．				
給水の概要	計画一日使用水量	／日				
	同時使用水量	／分				
	分岐口径	配水管　　mm×分岐引込管　　mm				
	宅地と道路の高低差	宅地標高 EL　　m － 道路標高　　m ＝ 高低差　　m				
	直結部最上階の給水栓の高さ	m				
水道メーター	各戸計量	13mm　個（住宅　個，業務　個，非常用　個）				
		20mm　個（住宅　個，業務　個，非常用　個）				
		25mm　個（住宅　個，業務　個，非常用　個）				
	一括計量	mm　個（住宅　個，業務　個，非常用　個）				
	設置方法	屋　外（地中埋設）　個，屋　内（シャフト内）　個				
	シャフト内	寸　法（幅　mm × 高さ　mm × 奥行　mm）				
関係図面	（１）位置図　（２）造成平面図　（３）建築図面（平面図・系統図等） （４）水理計算書　※給水管の引き込み予定位置を記入					
備　考						

太線内の必要事項を記入の上、関係図面を添えて提出すること。
業務用建物・併用建物の業態は、階数ごとに記載すること。

【新】

様式１－１・直結増圧用

給水審査課		
課　長	係　長	係　員

受付番号	－	受　付　日	年　月　日

直結増圧式給水事前協議申請書

（あて先）
（公財）福岡市水道サービス公社理事長
（給水審査課）

（協議申請者）
住所
氏名
（TEL　　－　　）

下記の建築物について、水理計算により給水が可能であることを確認しましたので事前協議を申請します。

工事場所	福岡市　　区
施　工　主（給水申込者）	住所 氏名 （TEL　　－　　）
建築物の概要	地上　　階建て（地下　　階）　□新　築　□既　設 □住宅用建物　□業務用建物 □併用建物（住戸　　階～　　階・テナント　　階～　　階）
工事予定期間	年　月　日　～　年　月　日
給水方式	□直結増圧式　□高置増圧式　□直圧増圧併用式　□その他
分岐口径	配水管　　mm × 給水管　　mm　増圧ポンプ口径　　mm
計画一日使用水量	m3／日　同時使用水量　　L／分

メーター及び流量の内訳

	Φ１３		Φ２０		Φ２５		Φ４０	
住　宅	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分
テナント	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分
共　用	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分
非常用	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分
合　計	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分	戸	L/分

水理計算結果

設計水圧	m
増圧装置直前の圧力	m　>　５　m
増圧装置の吐水圧	m　<　７５　m
増圧ポンプの全揚程	m
水理計算確認者	水理計算を行い支障なく給水可能であることを確認しました。 確認者名
関係書類	（１）位置図　（２）給水戸番図　（３）建築図面（系統図・平面図・PS図等） （４）給水器具の仕様書・認証登録書（BP・逆流防止装置）
備　考	

太線内の必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出すること。

【旧】

無し

【新】

様式１

集中検針装置設置兼メーター寄附申請書

年　月　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者様

（申 請 者）
住　　所

氏　　名

電話番号　　－　　－

「給水装置に係る集中検針装置の設置基準」第３条及び第４条に基づき，下記のとおり申請書を提出します。

建物の名称	
建物の所在地	
建物の階数及び戸数	階　　戸
メーター口径及び設置個数	φ13mm（　）個，φ20mm（　）個，φ　mm（　）個
竣工予定日	年　月　日
集中検針装置製造者	
集中検針装置設置工事業者	電話　－　－
指定給水装置工事事業者	電話　－　－

（注）申請者は，給水装置の所有者又はその代表者。

【旧】

無し

【新】

様式２

集中検針装置設置に関する承諾書

年　月　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

建物の名称	
建物の所在地	福岡市　区
集中検針装置設置申請者（給水装置の所有者又はその代表者（以下「所有者等」という。））	住所 氏名 TEL　－　－

集中検針装置の設置及び集中検針装置を使用するメーター検針を開始するにあたり，「給水装置に係る集中検針装置の設置基準」に定める事項について承諾いたします。

なお，下記の事項に違反した場合，集中検針装置によるメーター検針を取り消し，各戸に設置するメーターを検針することについて異議を申し立てません。

1．所有者等は，集中検針装置の設置にあたり，市のメーターと同規格で検定期間が有効な市のメーターを設置するべき部分の私設遠隔メーターを福岡市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に寄附する。
2．集中検針装置は，メーター点検を行うため管理者が無償で使用する。
3．集中検針装置（遠隔メーターを除く。）の維持管理及び更新等に要する費用は，所有者等の負担とする。
4．所有者等は，管理者が行うメーター点検に支障が生じないように常に適正に集中検針装置を維持管理するものとし，当該検針装置に異常を発見したとき，又は管理者から異常の通知を受けたときは，直ちに点検及び修理を行うものとする。この場合においては，施工後に管理者の確認を受けるものとする。
5．所有者等は，遠隔メーターが故障又は破損したとき及び計量法に基づく検定期間が満了するときは，管理者が交換を行うが，交換に支障がないように，遠隔メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこと。また交換に支障がある場合は，所有者等の負担で取替可能なように改造しなければならない。
6．所有者等は，集中検針装置が使用不能となったときは，当該集中検針装置の更新を行わなければならない。
7．所有者等は，この集中検針装置の所有者を変更する場合は，新所有者にこの承諾書に基づき，管理者がメーター点検を行うことを熟知させるとともに，新所有者は速やかに承諾書を提出しなければならない。
8．所有者等は，建物の管理主体として，建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定に基づき管理組合を設立した場合，管理組合は速やかに承諾書を　提出しなければならない。

※この承諾書は，２部作成し，管理者及び所有者等がそれぞれ１通保有する。

【旧】

無し

【新】

集中検針装置検査報告書

年　　月　　日

（あて先）
福岡市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者

住　所

氏　名

集中検針装置設置工事業者

住　所

氏　名

建物の名称	
建物の所在地	福岡市　　　区
集中検針装置設置者（給水装置の所有者又はその代表者）	
工　事　内　容	□新設　　　　□改造

下記のとおり検査したことを報告いたします。

検　査　の　内　容	適	否
集中検針盤が承認図にあったボタンの配列になっていること。		
集中検針盤が適正な位置に設置されていること。		
各戸のメーターの指針が正しく集中検針盤に表示すること。		
電線が配線系統図に表示された規格を使用していること。		
接続箱、中継BOX及び集中検針盤に電線が適切に接続していること。		
集中検針盤の警告ランプが点灯又は点滅していないこと。		

【旧】

無し

【新】

メーター及び集中検針盤調査票

調査年月日　　　　年　月　日

建物の名称	
建物の所在地	区
水 栓 番 号	～

メーター

口　径	個　数	長　さ	ね　じ	製造メーカー	検定年月
		mm			年　月
		mm			年　月
		mm			年　月
		mm			年　月
		mm			年　月

集中検針盤

製造メーカー	製造年月日	型　式	備　考
	年　月　日		

【旧】

第１０章　資料

目次

1　関係法令，要綱，要領等 268
・水道法（抄） 268
・水道法施行令（抄） 308
・水道法施行規則（抄） 316
・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄） 362
・福岡市水道給水条例（抄） 366
・福岡市水道給水条例施行規程（抄） 378
・給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（抄） 383
・加入金取扱要領 386
・水道供給の承諾保留に関する事務処理要領（抄） 392
・福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱 394
・福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領 398
・貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準（抄） 402
・共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準 407
・給水装置に係る集中検針装置の設置基準 415
・個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準 419
・福岡市節水推進条例 422
・福岡市節水推進条例施行規則（抄） 429
・建築基準法施行令（抄） 435
・建築物に設ける飲料水の配管設備及び配水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件（抄） 437
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（抄） 439
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について 444

【新】

第１０章　資料

目次

1　関係法令，要綱，要領等 273
・水道法（抄） 273
・水道法施行令（抄） 313
・水道法施行規則（抄） 321
・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄） 367
・福岡市水道給水条例（抄） 371
・福岡市水道給水条例施行規程（抄） 383
・給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（抄） 388
・加入金取扱要領 391
・水道供給の承諾保留に関する事務処理要領（抄） 397
・福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱 399
・福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領 403
・貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準（抄） 407
・共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準 412
・給水装置に係る集中検針装置の設置基準 420
・個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準 424
・福岡市節水推進条例 427
・福岡市節水推進条例施行規則（抄） 434
・建築基準法施行令（抄） 440
・建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件（抄） 442
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（抄） 444
・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について 449

【旧】

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）……446
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）……448
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）……449
・福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（抄）……451
・貯水槽以下装置の設置及び管理要領……454
・福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領……458
・福岡市貯水槽水道管理指導要綱……460
・福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）……464
・「貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）」「貯水槽水道情報変更連絡票」の取扱いマニュアル……467

2　水理計算関連……472
・瞬時最大給水量および給水管口径早見表……472
・給水器具負荷単位流量表……478
・動水勾配早見表（φ50mm 以下）……483
・動水勾配早見表（φ75mm 以上，流速計数 C:110）……486
・動水勾配早見表（φ75mm 以上，流速計数 C:130）……492
・瞬時最大給水量及び給水管口径早見表（戸数，人数）……498

3　指定給水装置工事事業者関連……508
・新規申請のご案内……508
・更新申請のご案内……511
・各種届出のご案内……514
・指定給水装置工事事業者証……516

4　その他……517
・その他必要な防護対策……517

【新】

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）……451
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）……453
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）……454
・福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（抄）……456
・貯水槽以下装置の設置及び管理要領……459
・福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領……463
・福岡市貯水槽水道管理指導要綱……465
・福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）……469
・「貯水槽水道通知書（新設・改造・変更・廃止）」「貯水槽水道情報変更連絡票」の取扱いマニュアル……472

2　水理計算関連……477
・瞬時最大給水量および給水管口径早見表……477
・給水器具負荷単位流量表……483
・動水勾配早見表（φ50mm 以下）……488
・動水勾配早見表（φ75mm 以上，流速計数 C:110）……491
・動水勾配早見表（φ75mm 以上，流速計数 C:130）……497
・瞬時最大給水量及び給水管口径早見表（戸数，人数）……503

3　指定給水装置工事事業者関連……513
・新規申請のご案内……513
・更新申請のご案内……516
・各種届出のご案内……519
・指定給水装置工事事業者証……521
・指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準……522

4　その他……523
・その他必要な防護対策……523

【旧】

は，次に掲げる措置を行うものとする。
（１）当該貯水槽水道に市が供給する水に異常がないか調査を行うものとする。
（２）貯水槽水道の末端給水栓から採水し，水質の異常の可能性の調査を行うものとする。
（３）管理者は，前２号の調査の結果により，必要があると認めたときは，前項の規定により適切な措置をとるよう，当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
（４）事故の内容を的確に把握すること。
（５）区衛生課に連絡し，汚染調査，設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。
３　管理者は，前項に掲げる措置に必要な体制等は別に要領で定める。

（情報の管理等）
第 10 条　管理者は，貯水槽水道に関する情報の管理に関し必要な事項を要領で定め，これに基づき情報を適正に管理しなければならない。
２　管理者は，利用者が貯水槽水道に関する情報について請求をすることができるよう，その保有する情報の検索に必要な資料を作成し，利用者に供するほか，利用者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（水質検査）
第 11 条　管理者は，利用者からの水質相談に応じるものとする。
２　利用者から，貯水槽水道から供給される水の水質に異常の可能性があるとの相談があったときは，確認検査を行うものとする。
３　前項の検査において，異常が認められたときは，別表に規定する手順に従い，処理するものとする。
４　第２項の検査の結果については利用者に通知するものとする。

（情報提供）
第 12 条　管理者は，給水条例第２８条の２第２項により，利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。
２　管理者は，貯水槽水道に関する情報のうち，施設に関する情報及び貯水槽水道の管理に関する情報は提供するものとする。
３　管理者は，貯水槽水道に関する情報のうち，個人情報（福岡市個人情報保護条例第２条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものについては，利用者の確認に関し必要な事項を要領で定め，これに基づき確認を行った後，当該情報を提供するものとする。
４　管理者は，個人情報であっても利用者の身体，健康若しくは生活等を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は提供するものとする。
５　管理者が貯水槽水道に関して有している情報のうち，利用者に提供できるものは要領で定める。

（規定外の事項）

【新】

は，次に掲げる措置を行うものとする。
（１）当該貯水槽水道に市が供給する水に異常がないか調査を行うものとする。
（２）貯水槽水道の末端給水栓から採水し，水質の異常の可能性の調査を行うものとする。
（３）管理者は，前２号の調査の結果により，必要があると認めたときは，前項の規定により適切な措置をとるよう，当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
（４）事故の内容を的確に把握すること。
（５）区衛生課に連絡し，汚染調査，設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。
３　管理者は，前項に掲げる措置に必要な体制等は別に要領で定める。

（情報の管理等）
第 10 条　管理者は，貯水槽水道に関する情報の管理に関し必要な事項を要領で定め，これに基づき情報を適正に管理しなければならない。
２　管理者は，利用者が貯水槽水道に関する情報について請求をすることができるよう，その保有する情報の検索に必要な資料を作成し，利用者に供するほか，利用者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（水質検査）
第 11 条　管理者は，利用者からの水質相談に応じるものとする。
２　利用者から，貯水槽水道から供給される水の水質に異常の可能性があるとの相談があったときは，確認検査を行うものとする。
３　前項の検査において，異常が認められたときは，別表に規定する手順に従い，処理するものとする。
４　第２項の検査の結果については利用者に通知するものとする。

（情報提供）
第 12 条　管理者は，給水条例第２８条の２第２項により，利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。
２　管理者は，貯水槽水道に関する情報のうち，施設に関する情報及び貯水槽水道の管理に関する情報は提供するものとする。
３　管理者は，貯水槽水道に関する情報のうち，個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものについては，利用者の確認に関し必要な事項を要領で定め，これに基づき確認を行った後，当該情報を提供するものとする。
４　管理者は，個人情報であっても利用者の身体，健康若しくは生活等を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は提供するものとする。
５　管理者が貯水槽水道に関して有している情報のうち，利用者に提供できるものは要領で定める。

（規定外の事項）

【旧】

福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）

（趣旨）
第１条　この要領は，福岡市貯水槽水道管理指導要綱（以下「要綱」という。）の施行について，必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要領において使用する用語の意義は，要綱の例による。

（事故発生時の体制等）
第３条　要綱第９条第２項第６号に規定する事項は，別表のとおりとする。
２　保健福祉局との調整等は，保全部節水推進課（以下「節水推進課」という。）が行うものとする。

（情報の管理等）
第４条　要綱第１０条第１項に規定する事項は，次に掲げる事項とする。
（１）情報の分類順は，区別毎に，次に掲げる事項とする。
ア　簡易専用水道一覧表
イ　小規模貯水槽水道一覧表
ウ　法定検査受検施設一覧表
エ　（公社）全国建築物飲料水管理協会会員名簿一覧表
オ　厚生労働大臣登録検査機関一覧表
２　情報の管理は，次に掲げるとおり節水推進課において行う。
（１）情報の管理を適正に行うため，節水推進課職員の中から，情報管理の担当者（以下「担当者」という。）を決め，情報管理に関する事務を行わせるものとする。
（２）担当者は，要綱第１０条及び第１２条に規定する業務を行う。
３　利用者が前項に掲げるものを閲覧できる場所は，節水推進課とする。

（水質検査）
第５条　要綱第１１条第４項の通知は，通知書（様式第１号）により行う。ただし，利用者が通知書による通知を必要としないときは口頭で通知することができるものとする。

（提供できる事項）
第６条　要綱第１２条第５項の規定により，利用者に提供できる事項は，要綱第１２条第２項に規定するもののほか，設置者に関する情報のうち，次に掲げる事項をいう。
（１）給水の用途が家事用の共同住宅の場合
ア　設置者が法人の場合は，その名称，代表者の氏名，その事務所の所在地及び連絡先。
イ　設置者が権利能力無き社団の場合は，団体名。

【新】

福岡市貯水槽水道管理指導要領（抄）

（趣旨）
第１条　この要領は，福岡市貯水槽水道管理指導要綱（以下「要綱」という。）の施行について，必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要領において使用する用語の意義は，要綱の例による。

（事故発生時の体制等）
第３条　要綱第９条第２項第６号に規定する事項は，別表のとおりとする。
２　保健医療局との調整等は，保全部節水推進課（以下「節水推進課」という。）が行うものとする。

（情報の管理等）
第４条　要綱第１０条第１項に規定する事項は，次に掲げる事項とする。
（１）情報の分類順は，区別毎に，次に掲げる事項とする。
ア　簡易専用水道一覧表
イ　小規模貯水槽水道一覧表
ウ　法定検査受検施設一覧表
エ　（公社）全国建築物飲料水管理協会会員名簿一覧表
オ　厚生労働大臣登録検査機関一覧表
２　情報の管理は，次に掲げるとおり節水推進課において行う。
（１）情報の管理を適正に行うため，節水推進課職員の中から，情報管理の担当者（以下「担当者」という。）を決め，情報管理に関する事務を行わせるものとする。
（２）担当者は，要綱第１０条及び第１２条に規定する業務を行う。
３　利用者が前項に掲げるものを閲覧できる場所は，節水推進課とする。

（水質検査）
第５条　要綱第１１条第４項の通知は，通知書（様式第１号）により行う。ただし，利用者が通知書による通知を必要としないときは口頭で通知することができるものとする。

（提供できる事項）
第６条　要綱第１２条第５項の規定により，利用者に提供できる事項は，要綱第１２条第２項に規定するもののほか，設置者に関する情報のうち，次に掲げる事項をいう。
（１）給水の用途が家事用の共同住宅の場合
ア　設置者が法人の場合は，その名称，代表者の氏名，その事務所の所在地及び連絡先。
イ　設置者が権利能力無き社団の場合は，団体名。

給水装置工事施行基準改訂　新旧対照

【旧】

無し

【新】

【別表】　**指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準**

法第25条の11第1項又は条例第26条第3項に該当する指定業者について、次の区分に従い処分を行う。

1. 指定の取消し
   指定の要件を欠くに至ったとき、又は、違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。
2. 指定の効力の停止(停止6箇月以内)
   違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

(令和4年3月1日 改正)

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し
		第1項第2号	施行規則第20条	2.厚生省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	取消し
		第1項第3号イ		3.精神の機能障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。	取消し
		第1項第3号ロ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。	取消し
		第1項第3号ハ		5.水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
		第1項第3号ニ		6.指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
		第1項第3号ホ		7.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為 （主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	 停止1～6月 停止1～6月 停止1～3月 停止3～6月 停止1～3月 停止1～6月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項	1.給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	取消し
			第3項	2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取消し
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	1.事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し
			施行規則第35条	2.休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止1月
			第2号	2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	停止1月
			第3号	3.管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	停止3～6月
			第5号イ	4.水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 （令第5条：給水装置の構造及び材質の基準）	停止3～6月
			第5号ロ	5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	停止1～3月
			第6号	6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	停止1～3月
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1.給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	停止1～3月
	第6号	第25条の10		2.給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	停止1～3月
	第7号			3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	停止3～6月
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し

給水装置工事施行基準改訂　新旧対照

【旧】

1　**改訂経過**

昭和 59 年 10 月 1 日	給水装置工事設計施工基準
平成 元年　4 月 1 日	一部改訂
平成 3 年　5 月 1 日	一部改訂
平成 5 年　6 月 1 日	一部改訂
平成 10 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 14 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 17 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 21 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 23 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 25 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 10 月 1 日	給水装置工事施行基準
平成 29 年　9 月 1 日	一部改訂
令和 2 年　4 月 1 日	一部改訂
令和 2 年 10 月 1 日	一部改訂

2　**経過措置**

この基準施行前に給水装置工事の届出を行い，管理者（給水審査課）が受け付けているものは，改訂前の基準を適用することができる。

給 水 装 置 工 事 施 行 基 準

令和 2 年 10 月 1 日

作成　福岡市水道局保全部節水推進課

【新】

1　**改訂経過**

昭和 59 年 10 月 1 日	給水装置工事設計施工基準
平成 元年　4 月 1 日	一部改訂
平成 3 年　5 月 1 日	一部改訂
平成 5 年　6 月 1 日	一部改訂
平成 10 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 14 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 17 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 21 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 23 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 25 年　4 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 10 月 1 日	給水装置工事施行基準
平成 29 年　9 月 1 日	一部改訂
令和 2 年　4 月 1 日	一部改訂
令和 2 年 10 月 1 日	一部改訂
令和 5 年　4 月 1 日	一部改訂

2　**経過措置**

この基準施行前に給水装置工事の届出を行い，管理者（給水審査課）が受け付けているものは，改訂前の基準を適用することができる。

給 水 装 置 工 事 施 行 基 準

令和 5 年 4 月 1 日

作成　福岡市水道局保全部節水推進課